

平成30年9月18日(火曜日)

(会議第4日目)

応招議員

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 坂本あや | 2番 | 濱村博 | 3番 | 藤本岩義 |
| | | 5番 | 澳本哲也 | 6番 | 宮川徳光 |
| 7番 | 小永正裕 | 8番 | 中島一郎 | 9番 | 宮地葉子 |
| 10番 | 森治史 | 11番 | 池内弘道 | 12番 | 浅野修一 |
| 13番 | 小松孝年 | 14番 | 山崎正男 | | |

不応招議員

4番 矢野昭三

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|-----------|-------|
| 町長 | 大西勝也 | 副町長 | 松田春喜 |
| 総務課長 | 宮川茂俊 | 企画調整室長 | 西村康浩 |
| 情報防災課長 | 徳廣誠司 | 税務課長兼住民課長 | 尾崎憲二 |
| 健康福祉課長 | 川村一秋 | 農業振興課長 | 宮地丈夫 |
| まちづくり課長 | 金子伸 | 産業推進室長 | 門田政史 |
| 地域住民課長 | 矢野雅彦 | 海洋森林課長 | 今西文明 |
| 建設課長 | 森田貞男 | 会計管理者 | 小橋智恵美 |
| 教育長 | 畦地和也 | 教育次長 | 藤本浩之 |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議事日程第4号

平成30年9月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成30年9月18日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告を致します。

矢野昭三君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、浅野修一君。

12番（浅野修一君）

おはようございます。

先週、金曜日。ちょっと、自己管理不足によりまして風邪の方をひきまして、議員の皆さまはじめ、執行部の皆さまには大変ご迷惑掛けたことを、この場をお借りしましておわび申し上げたいと思います。

皆さまも健康には十分留意されることをお願い申し上げます。

今回、私、質問事項と致しまして、2つの質問の方を構えらしていただいております。ざんじ、一般質問の方に入らせていただきたいと思います。

まず、初めに1番としまして、防災・減災についてでございます。

これまでも幾度も、防災、減災については質問の方をさせていただいたわけですが、今回も防災、減災いうことで執行部の方のご答弁を願いたいと思います。

まず、カッコ1と致しまして、倒壊の危険性のあるブロック塀の現時点での改修率は。

また、その推進方策としてエリア改修はできないか、についてでございます。

ブロック塀についてですね、今月9月6日早朝ですか、北海道を中心に震度7というほどの巨大な地震がまた襲われまして。この地震ではそれまでもですね、その降雨であるとか、そういった雨の影響もありまして、その上に地質が北海道は火山灰ということもあったりしまして、大規模な山崩れによって尊い命を奪われた方が出られる、その甚大な被害を受けたわけでございますが。

その中でも、また平地においてもですね、液状化現象によって道路は波打って、ほんとの波打ったような状態で、そんな現状がありまして。その中にある家屋とか店舗とかも傾いてしまってますね、居住ができない、営業ができないというふうな状況を皆さんもニュースなんかで数多く見られた、何回も何回も見られたことだと思います。これは、このことはほんとと当町でも他人事ではございませんで、と、自分もわが町のことに重ね合わせていいですか、思わずにはおられなかったわけですが。

そして、その映像を見たときぞっとしましたね、やっぱ。わが町も砂地の上にある以上は、こういった状況は地域内の各地で起こり得る現状ではないかというふうに思ったことでございます。それ見て、ほんとぞっとしましたね。これがいつ来るんだろうか、いつわが町に起こるんだろうかというふうに思うと、ほんとにぞつ

としました。そう感じたのは自分だけではない、皆さんも同じやと思いますので、こういった思いだけで過ごすわけにはいきませんので、これ教訓として自分たちも生活していかなければならないと思ったことです。

それです、今回もその防災、減災についての質問をさせていただくわけですが、これまで町の職員の皆さんはほんと日夜奮闘されてですね、その結果が現状にあるというふうに自分は考えております。避難タワーにしても、要るであろう個所には整備もされましたことですし、それはそれで皆さまのお力というものは認めるところではございますが。

しかしですね、これだけその各地の方で、日本全国でこういった被害の状況なんかを見るとですね、今できることをやらない手はないと、そういうふうにあらためて思います。今までやってきたことも、これはすごいことやってこられたないうことは確かであります、まだまだ足りないところもあると思います。それに向かって今も現在進行形で、ほんともう毎日頑張っておられる各課の皆さんがおられるわけですが。その中でも、もう少しスピードアップできないかというふうな思いもありまして、今回の質問をさせてもらってます。

そういった中で、皆さんが頑張っておられる中で、住民の方のその行動いうがを待たれるということも時には必要なわけで。住民の意向を聞き、それによって住民の方に行動してもらうということはほんと大事なことです。自治体として住民の方を先導いますか、先導という言葉はちょっとあれかもしれんですけど、住民の方をそういった安心安全に向かって導いていくということは、執行部の方はじめ、職員の方のほんとのお仕事やと思いますので、その点をですね、今回の質問の中で訴えていきたいと思っております。

それで、やっぱりその住民の安心安全を考えるというのが、ほんとの自治体の姿やと思っております。そう思う中で、要は善は急げやと思うがですよ。善は急げ。すべきことは急げという意味に自分とはとらえております。それで、急いで事は仕損じるとかいう言葉も、逆の言葉もあろうかとも思いますが、その今はですね、現状を見たときには急いで事は仕損じるというふうなことを言っておられるときでもないかなと思っております。

そういった、現状にそぐわない、もうちょっとスピードアップが必要であろうというふうな、現状にそぐわない点を執行部の方にお聞きしたいということで質問させてもらっています。

まず、カッコ1の質問の方、よろしくお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

浅野議員の一般質問1、防災・減災についてカッコ1、倒壊の危険性のあるブロック塀の現時点での改修率は、また、その推進方策として、エリア改修はできないか、のご質問にお答えしたいと思います。

昨年度までに、黒潮町ブロック塀等対策推進事業により補助金を交付した件数は72件でございます。

ただ、危険と判断されるブロック塀については町内に多く存在しており、現状では数の把握ができておらず、改修率の算定は困難な状況となっております。

また、事業推進の方法としまして、エリアや路線を絞り、重点的に取り組みを進めることは検討しておりますが、補助事業のため所有者の意思が重要で、取り壊すだけではなく、その後のフェンス設置等、個々の対応が異なるため、現状ではエリア改修等の取り組みはできておりません。

大阪でのブロック塀倒壊による事故以降、ブロック塀の取り壊しについての相談件数は今年度になり大幅に増加しております。

実施件数も増えており、現状としましては申請件数に対応できる、国、県、町の予算を確保を図り、実施件

数を伸ばしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。大変失礼しました。

カッコ1の質問をよう読まずに、課長の方に答弁を願いました。

大変失礼しました。

現在72件は、まあ改修されておるといふうなことで、あとの分はまだちょっと件数も。実数いいですか、あれがちょっとはつきりしないというふうなことながですが。

結論、エリア改修できないというふうなことをいただいたわけですが、ブロック塀改修への補助制度。

これはいつから始まりましたかね。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

町としては24年度から実施をしており、3件が申請が挙がってきております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

24年度からということで、24年度に3件ということですか。

はい、ありがとうございます。

24年度いうから、もう6年ぐらいたっておるわけですが。それで72件、多いのかな、すごくできたのかなというふうに、ちょっと疑問にも思いますけど。

この平成24年以降にもですね、熊本であるとか、北海道もこの前ありました。大阪もありました。大阪でもブロック塀により小学生が犠牲になったようなこともありました。そういった中でですね、もう少しスピードアップの方をせんといかんなど自分は思っておるわけですが。

このブロック改修について、町としていつまでに完結、完了するというふうな目標は立てておられますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

先ほども申し上げましたように、町としてすべて進めていけるということではなくて、補助事業。個人の方がやられることに対して町が補助するといったことでございます。それに対して、先ほども申しましたように、個人の方の状況等もあり、一定そこをクリアしていかないと進めていけないといったことがあります。

そうしたことから、現状ではいついつまでにブロック塀の対策について完了するといった目標年数は設定しておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

課長のおっしゃられるとおり、その個人の財産に関するそれを改修してくださいということなので、踏み込むいいですか、ところを考えながらいかないといけない点は重々分かるわけですが。

個人であります、そのブロックについて改修をお願いするときに、その公共性いいですか、避難道であったり、避難路であったり、そういったとこに面するブロック塀についてはですね、やはりいくら個人であっても、そこにその協力を願うというふうな訴えといいですか、そういったことも必要になってこようかと自分は思っているわけなんです。

この現在の進ちょく状況を見て、もう少し早くしないと、想定外じゃなくて想定しておったような現状を見るようなことになろうかと思っておりますのでですね。ぜひ、このエリア改修というふうなこともお考えの中に、ぜひ入れていただけたらと思います。

というのも、やはり個人の方のそういった動きいいですか、ご協力をいただくにはどうしても時間がかかってこようかと思うがです。その資金的な面いうか、30万でしたかね、その範囲内であれば補助でできますよというふうなその制度の中で動いてるわけですが。その制度の中で動く中ですね、どうしても資金面で駄目であるとか、そこがネックになってる部分とかもあつたりもしようかと思うがです。

ほんで、前々回いいですか、28年でしたか、前の課長のときにもエリア改修の件を提案したことがあったわけですが、なかなか制度的に難しいというふうな、そのときも答弁やったわけですが。やはり、その制度というのはですね、国であるとか社会团体などを秩序に従って運営維持していくための決まりですよね、制度というのは。その中でも、この秩序というのは物事を行う上での正しい順序のことやと思うがですが、一件一件を対象に進めている現制度も、これは制度どおりのやり方やと思うがですけれど。いかんせん、その方法による進展が緩やかにしか自分は思えんわけで、そういった意味でエリア改修をする意味というふうなことではですね。

そこで、仮にですけど、例えばそういうブロック塀改修が必要な避難路に面したお家が5軒あるとして、5軒の中で1軒は100万ぐらい要るかもしれん。1軒は10万で済みそう、次も10万で済みそうみたいな、5軒トータルの考えですね。そこで一軒当たり30万内で収まれば、そのエリアを1軒30万で割ったというふうな考え方、その制度の考え方をちょっとこうひねるいうか、そういったことで各その施主さんにですね、全体会いいですか、を持っていただいてですね。やっぱり、うちはみんなが協力してここをやらんといかんというふうな推進方法もあろうかと思うがです。そうすればですね、5軒一遍に請け負っていただいて、5軒一遍に工事が進むというふうな、そういった方法も自分はあるんじゃないかと思うがですけど。

そういった方法、いかがでしょうね。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

エリアを決めての整備というところは、それはある面重要だというふうに思っています。

ただ、その中では、エリアを決めてやる際には、先ほど言ったように個人の方の所有物に対してどのようにしていくか。そのことに対して、地域としてどうしていくのか。するとしても、かなり整理が必要です。そうしたことを、やはり整理をしながら進めていく必要があるのかなというふうに思っています。

また、進捗率ですけども、先ほど言いましたように、町全体の危険なブロック塀に対する改修といった率ははじいておりませんが、昨年度、実績でいくと23件、ブロック塀の改修の申請がありました。今年度、まだ半年程度なんですけども22件の申請が挙がっていて、さらにまた相談も数多く受けているということを知っています。

そうしたことからいくと、現状でいくと、熊本地震、また大阪での地震以降、やはり揺れに対するそういった対策といった方。住民の方も非常に関心が高くなっています。そうした中で進めていく部分でいくと、現状でいくと、そういった改修したいといった方にできるだけ応えていくといったことが必要かというふうに思っていますので、現段階ではまだエリア整備に踏み込んでいく状況じゃないというふうに考えています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今の件数なんか、昨年の23件、今年度も22件の申し込みがあるというふうなことなんで、進んではおるわけですが、それでもですね、まだまだ未改修の分、相当数あると思うがですね。避難路じゃなくても危険性のあるブロック塀、たくさんあるかと思っております。

このブロック塀について早く全面的な改修ができれば、ほんと住民の方、安心安全度はすごく上がってくると思いますので、ぜひですね、こういったいろんな方策も考えながらのですね、対策をぜひ行っていただきたいと思っております。

それと、私は1件だけ。一戸当たりのその平均というか、工事費は出てませんか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

すみません。ちょっと手元に資料がございませんので、一件当たりの平均的なところはつかんでおりません。ただ、30万という上限でいくと、大多数のところは対応できてるのかなというふうには思っております。以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今も30万以内の補助金内ではできておられるというふうなこと。そういったこともですね、どんどんどんどん町民の方にも住民の方にも発信していただいて、どんどんどんどん、ほんとスピードアップしていただきたいと思っておりますので、ぜひ、いろんな方策、ほかにもあるかと思っております。

それと、一番その住民の方が困っておられるというか、二の足踏んでおられるところに、セットバックというふうなことが、よく言葉がもう皆さんの中で出てますので、自分の土地を減らしてでもブロック塀残さんといかんのかというふうなこともあろうかと思っております。ブロック塀を全部壊さなくても、2段残しの上にフェンスをすとか、そういった方法もあろうかと思っておりますので、そういった方法の推進の方もぜひお願いできたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

カッコ1の質問はこれで終わりたいと思ひます。

続きまして、カッコ2の避難場所の整備について、地区からの整備はこれまでどのくらいあったかについて

でございます。

6月議会でもこの件については質問したわけですが、あまり進展があるように自分は聞いてないわけですが、住民の方からの要望を待つのではなくですね、町の先導であったり、提案による問題の打開の必要性を思いまして、この質問をさせてもらってます。

また、町として避難場所のことをどれだけ重要視しているものなのかについても再度お聞きしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の一般質問1、防災・減災についてカッコ2、避難場所の整備について、地区からの要望はこれまでにどのくらいあったか、のご質問にお答え致します。

一時避難場所に関連する地区要望につきましては、今年度、避難小屋の整備や倉庫の設置等、7地区8カ所の要望がございました。

補助事業で対応できるものについては、今年度の予算の範囲で整備していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

7地区8カ所からの要望が出ておられるということで、大変失礼しました。

自分の方のその認識不足で、7地区8カ所ですか。はい。

ただ、その避難場所を各地区にたくさんまだまだあろうかと思えます。

その中で、6月にも申し上げましたが、その場所によってすごくこう、何いいますか、その被災したときの現状が違ういいますか、すごい風雨の当たる所、全く当たらない所、小高な所であったり。そういった意味での、全然その場所によっては違うわけでございまして。

その避難場所というふうなことをですね、町としてどういうふうに。まあ、避難場所ですので、一時避難場所ですよ、避難所ではないわけですので。避難場所についてどのようなとらえ方をしておられるかお聞きします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

町としましても、命を守る対策に加えて、命をつなぐ全体的な対策について総合的な検討が必要ではないかというふうに考えております。

一時避難場所に対する、2次避難に移動するまでの間の環境整備に関しても、これから津波避難カルテ等、避難者の数やスペース等、町内の避難場所でのどのようなものが有効であるか。そういったことを住民の皆さんと協議の上、行政、地域で共に考えながら状況を整理して、今後、計画的に整備を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

課長おっしゃるとおりですね、命を守る、命をつなぐ、それが避難場所であろうかと思えます。

それと今言っていた、住民の方との協議もほんとと必要になってくることで、各避難場所避難場所で、さっきも申したように条件が違うわけですので、そのところはですね、きめ細やかな対応いたしますか、その対応、対話、協議ですね。そちらの方をぜひお願いしたいと思えますので。

これもですね、その地区によって大変な避難場所もあるわけですけど、その大変な避難場所でもほんと、言い方が失礼ながですけど、そういった地区からの要望がない地区もあるのも現状かと思えますので、そのへんも避難場所の把握の方をぜひですね、しっかりされて。

もし、その要望の方が上がってこなければ、大丈夫ですか、あそこはどうですかというふうな問い掛けのほうも大事になってくるんじゃないかならうかと思えますので、その点も含みまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

この、ほんと避難場所というのは命をつなぐ場所であろうかと思えますので、ここはしっかりとよろしくお願ひしたいと思えますので、お願ひします。

では、カッコ 2 の質問はこれで終わりたいと思えます。

続きましてカッコ 3、避難タワーの整備で、一時避難場所としての最上階の整備が必要ではないか、についてでございます。

この件もですね、最後に建設が完了しました佐賀の避難タワーがあるわけですが、佐賀の避難タワーには風雨から住民の方を守るというふうなその設備があるかと思えますが。これも十分かどうかはちょっと分からんところながですが、その佐賀の分についてはそういった施設があると。その他にはですね、どうかということながですが。そういった設備、ちょっと見受けられないのかなと思えます。

ほんと、避難タワーといったら、上がればもう潮が引くまではそこから身動きできないわけで、それが何時間なのか、何十時間なのか、ほんと分からんと思えます。潮もいつ引くか分からんわけで、そこへ救助に行けるのもいつになるのか分からんわけで。そういった意味で、身動きの取れない。先ほどの避難場所とまた条件が全く違うわけで、そこから身動きができない所に孤立するわけですので。

そういった、避難タワーのその最上階でのそういった緊急避難時の過ごし方いいですか。過ごし方いうたら、ちょっとやんわりしてあれですけど。そこでの時間を、いかに命をつないでいただけるかということも考えなくてはならないと思えますので、その点、答弁の方をよろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の一般質問 1、防災・減災についてカッコ 3、津波避難タワーの整備で、一時避難場所としての最上階の整備が必要ではないか、のご質問に対しお答え致します。

黒潮町内に設置している 6 基のタワーにつきましては、いずれも屋根を有した施設となっております。このため、一定の風雨は防げるようになっておりますけども、自然高台の一時避難場所についてはその状態もできてないのが現状でございます。これまで、命を守るための避難空間の整備として、避難道、一時避難場所の整備を行ってまいりました。また、昨年度は避難所の環境整備事業により、避難所における整備も進めてきております。ただ、先ほど言いましたように、タワーを含めて一時避難場所といった所は一時的な避難をするに

ても、その環境の整備をいうのは必要だと考えております。

これからは、タワーを含めた一時避難場所の環境整備について検討を始めていきたいと考えております。
以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

今後の検討課題にはなっておられるようなのですが。

避難タワーのその最上階ですね。最上階にその住民の方、ええタワーは何名収容であるとか、そういったあれはもう、当初の計画からはじき出されている部分だとは思いますが。その想定というのはそうなのですが。そのときの、先ほど来言ってます、そのときの状況いいですか、夏であったり、春夏秋冬あるわけですけど。

夏であったり、冬であったり、その厳しい気象状況の折の想定までは、今のとこまだしてないがですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

まだ、現状でいきますと、その季節ごとに対してこのようなものを整備してといったところまで至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ちょっと残念なのですがね、それは。

やはり、そういった想定もしながらでないと、その対策、対応は不可能じゃないかと思しますので、そういった検討会いいですか、課の中でも検討していただけるようなことにはなりませんか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

現状として、先ほど言ったように、暑さ対策、寒さ対策についてすべて対応できてるかということ、そういう状況ではございません。

ただ、そこの中でも、整備すべきことの中でも、やはり優先順位はあるというふうに思っています。そうしたことを行政のみが考えるのではなくて、先ほど来言っているように、そこを使用される方の意見を聞きながら、どういったものがより有効で優先順位が高いのか。そういったことを協議、話し合いをしながら、整備は進めていかなくてはならないというふうに思っています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

何も町の方だけでやってくれということ言ってるつもりはありませんし、やはりその住民の方のね、そういったその意見、吸収いきますか。そうしながら適材適所、いろんな条件の所に対する町の支援をすべきであらうかと思っておりますので、その点はですね、ぜひそういった機会を設けられて。

ぜひ、何をするにも早い方がええがですよ。早め早めの対応、対策の方をですね、ぜひお願いしたいと思います。

それと、そういった意味ではあれですか。町の方で考えておられる、そのタワーでのその、一時避難場所です。その一時避難時間いきますか、そこでの避難された最長時間みたいなものは想定されてます。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

最長時間といったものは想定をしていません。

ただ、津波が引くまでの間といったことになるので、そこはタワーだけではなくて、高台も同様の状況だと思います。

そうしたところからいくと、避難タワーの所もどうしても、先ほど言ってるように人数が多くの方が避難されるという施設でございますので、そっちに対して時間的なところ。まあ、48時間ぐらいなところは一定どうしてもいていただくことになるかもしれないので、そういったところ、想定しながら、その整備に関しても考えていかなければならないというふうに思っています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今、48時間というふうな、すごい長い時間が出たわけですが。

そういう意味ではですね、タワー最上階に、最低限、その水ですよ。食料もあれか。

そういったものの、今、整備状況を教えてください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

タワー等の一時避難場所に関しては、2次避難所と同一になってるところに関しては、水、食料等の備蓄はしておりますけども。実質、それ以外の一時避難場所に関しては、水、食料等の備蓄はできてないといった状況でございます。

そうしたことから、避難タワーを利用される地区の方に、地区のそれぞれの備蓄としてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

課長、もう1個教えてください。

今出ました、一時避難場所として指定されてるタワーというのは教えてもらっていいですか。

これ、その2次避難場所的なタワーと一時避難場所じゃなくて。そういう意味じゃないがですか。そういう

ふうに、すみません、聞いたもんで。

ただ、タワーによっては、水、食料はある所とない所があるがですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

町として整備してる所はございません。

ただ、地区として、水、食料をタワーに上げている所はございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ああ、そういうことですか。

町地区なんかタワーの方には上げておられるようなので、そういったことであろうかとは思いますが、分かりました。

そういう意味ですね、地区によればそういった整備ができておると。地区によればできてないと。それもそれでいかなものかとも思ったりもするのが普通ではないかと思しますので。

そのへんもですね、その地区にそれをお任せするのであれば、こういった地区もありますよ、こういったタワーで対応されている地区もありますよというふうなことも、できてない所にはですね、ぜひそういった情報も入れていただいでですね。そうすることで、それぞれのタワーが安全安心な避難場所になろうかと思しますので、その点もですね。ぜひ、もっとこう詰めた話うか、そういったこともぜひお願いしたいと思します。

もうちょっと何かタワー整備お願いできたらなというふうな思いで今はおるわけなのですが、まあ今後の課題というふうなことでしょうか、にして、この質問を終わります。

続いて、タワーの方もよろしゅうお願いしますので。

続きまして、カッコ4としまして、気候変動問題は国際的な地球規模の問題である。近年、異常気象による線状降水帯と呼ばれる局地的な豪雨で、全国各地で大規模な水害が頻発している。当町においても他人事ではない。町内の河川には葦（アシ）、これ葦（ヨシ）とも読みますかね。アシ等の雑草が大繁殖しており、水害の要因となりかねない状況にある。早期に排除し、整備が必要だ、についてでございます。

先日も何か所か、その川の現状を見に行っただがですけど。その川の半分。まあ、川があって半分どころか 8 割方、そのアシとか竹とかが生えてですね。仮に 10 メーターの川幅であれば、8 メーターぐらいはもうアシとか、2 メーター弱ぐらいの水の流れがちょろちょろとあると。そういった現状を見てきたわけなのですが。ほんと、その川の水自体がこう、アシとかをよけて通るような、そういった現状になっております。

よく大雨なんかですね、橋の欄干に流木がたまって、そこがダムのようなことになって、そこからはらんするというふうなこともよく影像なんかでも見るわけですが。このアシなんかでそういうダムの的なものができればほんと大変なことになるように思しますし、よく蜷川なんかではそういったアシがいっぱいの所、すぐの所にハウスなんかもあったりとか、そういった施設園芸の方にも影響、被害が出そうだなというふうに分は見たわけですけど。

そういった現状があるわけですので、この早期の排除について答弁願います。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の1、防災・減災についてのカッコ4、異常気象による豪雨で全国的に水害が頻発している。町内の河川にはアシ等の雑草が大繁殖しており、水害の要因になりかねない状況にある。早期に排除し、整備が必要ではないか、のご質問にお答え致します。

議員ご質問のとおり、近年、異常気象による豪雨で甚大な災害が頻発しております。河川においても水位上昇により、護岸決壊などで家屋が浸水する事態が起こっている状況です。町内の河川でも、近年、護岸兼用となっている町道が浸水し、孤立した所もございました。

議員ご質問の、アシ等の雑草や堆積（たいせき）土につきましては、毎年、各地域から取り除きの要望が挙がっております。町内の主要河川はほとんどが県管理河川でございまして、幡多土木事務所へ現場確認もしながら取り除きのお願いをしているところです。

昨年度も県管理河川で、大方地域では3カ所、上川口郷地区、蛭川地区、口湊川地区を。佐賀地域では2カ所、馬地地区、不破原地区のアシや雑草、堆積（たいせき）土の除去を行っていただきました。また、町管理河川においても、梅雨前にアシや雑草の伐採をし、流れを阻害しないよう事前の対応を行い、管理する上流まで現場確認をしながらチェックも行っているところです。

今後も、地域からの要望、現場状況の把握に努めまして、住民の皆さまが安心して生活できるよう、町管理施設はもちろん、県管理施設についても要望を行い、対応してまいります。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

町としてもですね、毎年毎年、ほんと大変な仕事の一つであろうかと思いますが、対応の方はしていただいているようなので安心はしておりますが。

何につけても、その地区からの要望があって、それに対応しておられるような町のこれまでの対応かと思いますが。ずっと町内、監視いいますか巡回されてますよね。そういった折にですね、その町の方に要望が来てる所みの巡回ではないわけですよ。町内全域の巡回をされちようわけですよ。そういった、その巡回の方で皆さんの生活に支障がないのかどうなのかというふうなことで見守りしていただいているとは思いますが。

そういった中でもですね、この地区は要望が挙がってないけど、これ大丈夫なのかなみたいなどころも中にはあったりするんじゃないですか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今、議員が質問していただいたように、各地域、町道のパトロール、町管理河川等の巡回はしているところでございます。

やはり、地域からの要望というのが一つの目安という形にもなりますので、そこを中心に要望活動も行い、県からどこの河川をしゅんせつ等、そういうような所もお伺いするところもありますので、そういう中で対応をしているところです。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

県の方もそういったね、気を配っていただいているということなので、ほんと心強いわけですが。

ただですね、課長からそういうお話をいただいたわけですが、昨年6月時分ですか、自分、生活しておるのが鞭地区ですので、そこに吹上川。吹上川が湊川になるがですかね、あれ。あそこの部分が4カ所ぐらいですね、もうほんと土手がもう半分なくなってるような状態。そういった状態が長く続いてですね。今年、この夏ですか。やっと、その工期の方、終わったようなのですが。

県の方もですね、やっぱりその。何分にも県下のね、管理をされておられる川が、本数がもう半端じゃない本数あるわけで、全部が全部、完璧にというふうなことはなかなか難しいとは自分も思うわけですが。そういった中ででもですね、もう土手が半分しかなくなってるのに、ああ、まだ大丈夫、半分ありますけん大丈夫みたいな回答をいただいたこともあったわけで。地元民としてはですね、その近辺の方からも何度も何度もですね、あそこどんなになっちゃうが、もう崩れるぞ、もう崩れるぞという声があったりもしたわけですよ。自分も、県の課長にも直接電話しました。あそこをどんなに思ってるがですかと。近々やるようになってますと。いったのが去年の話ですけどね。それで、できたのが今年のつい最近、8月でしたけど。

そういったこともありますので、やっぱり住んでいるのは自分たち。ここに住んでる住民であって。いくら国の中の、高知県の中の、幡多郡の中の黒潮町ながですけど、住んでるのは黒潮町民ながですよ。当然のことなんですけど、当たり前のことながですけど、住んでるのは黒潮町民。その町民の命を守るのは、やっぱり黒潮町であるべきであろうかと思えます。

そういった意味でですね、どうしてもその町内の方からのご不満はありますか、どうしても、町もっと動いてくれというふうな思いの部分があるがですね、結構あるがですよ。一生懸命されようことは分かるがですけど、何もせえ、かにもせえでほんと大変なことは分かるがですけど。そういった、もう緊迫した場面はありますか、そういった場面ではですね、やっぱりしっかり動いていただきかったなあとは自分は思っております。もし、あれが切れてですね、人家の方になだれ込んで、濁流が流れ込むとか。すぐに農作地も田んぼなんかもありますのでね、そういった被害の想定は可能なわけですね。

そういった部分でですね、今は一つの例として鞭のその土手のことを言いましたけど、各地区にもそういった、その。普通に通ってみて、ここすごい所になってるなというふうな場所が結構あると思うがですよ。それが地区の要望の出ておられる場所であろうかあるまいがですね、そういった部分もぜひですね、注意深くいうか、逆の動きもしていただきたい。その要望の出ない地区に対してもですね、あそこすごいことになってますねみたいなこともね、必要なんじゃないかと思うがですよ。

どうしても、それは予算をですね。何するにしても予算はついてくるわけですので、これを言えばまた予算が増えるとか、そういうレベルの話ではなくてですね。ここは予算付けてでもやらなくては駄目だというふうな見方ですよ。そういった見方も、そのまちづくりに限らずですよ、ほかのがでもそういった場面はあろうかと思えますので。この現状は大丈夫なんじゃろうかと、その危機感を持った対応の方を全庁を挙げてですね、ぜひそこはお願いしたいと思えます。

もう、そうすることが住民のほんとの安心安全な心の安らぎになろうかと思えますので、その点はぜひですね、大丈夫なんだろうかと疑問を持った、その上の対応の方をですね、ぜひお願いしたいと思えます。

この質問はこれで終わりますが、早期のですね、そういった対策の方を。今もアシはすごいですので、よろしくお願いしたいと思えます。

要らん話ですけど、このアシを見に行つて雨に濡れましてね。それも原因の一つで自分風邪ひきましたので、雨にはあまり濡れないように気を付けてください。

それでは、1番の防災・減災についてはこれで終わりたいと思います。

皆さんの、これからも各課の方の対応の方をよろしく願いしまして、防災・減災を終わりたいと思います。次に2番としまして、消費税増税に伴う町の対応・対策についてでございます。

カッコ1としまして、2019年度内に消費税率が10パーセントに増税となりそうだ。その対応として、来年度予算執行について執行部の見解を問う、であります。

予算について質問するのはどうかとは思ったわけですが、一般人からの住民と気持ちとしてですね、来年度はこういった10パーセントへの増税がほぼ間違いなく行われるであろうと思いますので、質問させてもらいます。

例年と違ってですね、そういった増税の年になるわけですので、増税になる年とはまた違って、年度内にそういったその増税のある年は普段の年とは違って、必要性に応じた予算措置はありますか、予算執行をしていくのが例年のことやと思うのですが。来年度はそういう意味では普段とまたちょっと違う動きも必要じゃないかなというふうな思いから、この質問の方をさせていただいたわけですが。

町民のその納税によるその、血税ですよ、ほんと。を少しでも有効で、その有益に予算執行する必要がほんとにあると思いますので。そういった意味も含めますので。

執行部の方の、ほんと可能な範囲になろうかとは思いますが、そういった答弁の方をよろしく願いします。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは浅野議員のご質問の、消費税増税に伴う町の対応につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

ご存じのとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によりまして、10パーセントに増税されることとなっております。

また、引き上げに当たっては経過措置が設けられることとなっております。請負工事等で平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結したものにつきましては、10月1日以降に資産の譲渡等を行っても旧税率が適用されることとなっております。

よりまして、経過措置は平成30年度中に契約をした工事等が対象となるものでございます。

平成31年度予算、来年度予算執行におきましては、適用開始日の10月1日より前に資産の譲渡等が完了していないと新税率が適用となることとなります。

本町におきましては、消費税増税があるなしにかかわらず、業務の早期執行は当然の方針でございまして、来年度の予算執行につきましても、その方針に基づき業務運営を行っていくこととなります。一方で、議員ご指摘のようにコスト面を重視しますと、消費税増税前に予算執行をすることが最も有効な手段となりますが、行政の予算執行の一側面と致しまして経済安定化機能がございまして。

前回、平成26年4月の増税時には、個人消費が減少となっております。今回の増税時も大幅な景気の落ち込みが予想されるところでございます。個人消費の落ち込みを補うための行政からの財政出動は、国全体から見ましても必要だと考えております。もちろん町単独ではなく、国主動の財政出動となるものと考えますが、本町におきましても、コスト面と景気対策のバランスを勘案しながら業務運営を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

副町長のおっしゃるとおりなわけでございますが。

一般的に駆け込み需要というふうなね、言葉でよく聞くわけですが。当然、その上がる前にどんどんみんな皆が買えば、その反動は来るわけで。そういったことを町がやるというのは、ちょっと問題ありき、ところは自分も分かるわけですが。

その反面がありまして、やっぱりそうですね。財政のことを考えると、できることは早くやって、安い税金でやるのは当然の努力であろうとも思いますので、そのへん言葉ほんと悪いですが、上手にやっていただきたいなというところが自分の思いでございます。

そういった意味では、町としてのですね、先ほども申された経済安定化であるとかそういった部分も加味してですね、やっておられることは、ほんと自分たちも分かる部分ではあります。そこを上手に、できるところは上手にぜひやっていただきたいと。

この質問もですね、ほんと自分の老婆心ながらその質問いいますか、をさせていただいたわけなのですが。私も含めてですね、その町民の皆さんもそういった予算執行というようなこと言葉自体もちょっと縁遠い言葉ではないかと思ひまして。そんな点もありまして、実はあえてここへこの質問もさせていただいたわけですが。

こういった、その予算執行であるとか、その専門用語であるとかもですね、どんどん広めるわけじゃないですけど知っていただいて、役場の方がもっともっとうち住民の方から近い役場になっていただいたら。予算執行というのはああいふふうにあれなんだとか、この言葉の意味はそういう意味なのかというふうなことを聞く、見る部分もどんどん広げていただければですね、ひょっとしたら住民の方が、町民の方と町との距離感が縮まっていくのではなからうかというふうなことも含めて今回質問させてもらいましたけど、まあ要らんお世話やったかもしれんですがですけど。

ぜひですね、その中でもほんと住民の方、町民の方のその血税ですので、そこはもうしっかりとですね、十分。あれ、あれが残っちゃったみたいな話にはならんとは思いますがですけど、あれやっちゃったら良かったみたいなことにはならないように、ぜひですね、しっかりとした予算の方もお願いできたらと思います。

ということで、もう私の時間も少なくなりましたので、そろそろ終わりますが。

ほんと皆さん、健康には十分気を付けてください。やっぱりね、悪くなって初めて分かる。それではいかんがですけど。健康を損ねますと、やっぱり普段思っていない、その健康は大事なんだな、国保も使わずにおった方がやっぱええんじゃないかな、みたいなことも今回思いました。

これで自分の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、10時25分まで休憩します。

休 憩 10時 06分

再 開 10時 25分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして、2点について質問をします。

何年たちましてもこの場所に立ちますと、こちらは一人ですから、そちらはもう十何人のつわものどもという事で、本当に。笑っておりますが、本当に緊張して毎度、いざ出陣と、そういう感じですね、出てきております。また、いい答弁をよろしくお願ひします。

それでは最初に、1点目について質問します。災害対策についてです。

9月は昔から、二百二十日が来るといわれまして、1年で一番災害の多い月です。9月の2日には、町全体の避難訓練があり、浜の宮部落では、避難場所となっております大方中学校で、消防の方の協力も得て、最初にAEDの取り扱いの説明を受けまして、その後、初めての経験でしたが訓練用の人形を使って、心臓マッサージを参加者みんなで実演させてもらいました。参加した住民の方からは、現実その場に行き合ったら、果たしてうまくできるかどうかは分からないが、訓練は大変良かった、との感想が寄せられております。また、婦人会はおにぎりの炊き出しも、体育館の外で行いました。

今回の避難訓練も、例年と同じく地震津波を想定したものでしたけど、質問は昨年の9月議会に続いて、今年も主に豪雨土砂災害について取り上げました。昨年も近年にない豪雨災害が日本列島を襲い、地震津波災害より数段頻度の高い豪雨災害に住民から不安の声が挙がって、質問をしたことでした。今年も昨年に劣らず、全国で予想もしなかった災害に見舞われました。7月の西日本豪雨では、幡多地域では大月町や宿毛市で、死者も出るような大きな被害が出ました。その後、全国各地で局所的な豪雨による被害があり、続いて台風20号の被害など、記録的な雨と風の強さによるものが目立ちました。その1週間後には、北海道地方に震度7の大地震が続き、41人の方が亡くなられたのをはじめ、行方不明者と多くの方が被害に遭っております。

今も日本列島各地では、懸命な復旧作業が行われております。今年の日本列島は、北は北海道から、南は沖縄まで、災害列島になっております。幸い、黒潮町には直接的な大きな被害はなかったのですが、いつ自分の身に起こるか、次は私たちじゃなかろうかと、身の引き締まる思いです。

黒潮町は、地震津波被害への備えは一定方向性は出て、次の段階へシフトしたとのことでした。昨年この質問をしたときは、豪雨災害、土砂災害を含めて、これほどの雨は見たことがないとか、予想もしない川のはんらんだとか、特筆すべき災害としてニュースでも取り上げられました。

しかし、今年になりますと、局所的な豪雨が珍しい異常気象なのか、それとも毎年のように全国のどこかで起こり得る可能性があるのか、判断のつかないような状況でした。

その上で、今年度もこの問題を取り上げたのは、とにかく地震津波被害と比べまして、豪雨災害、台風災害は頻度が全然違いますので、どんな災害でも、正しく知って、正しく恐れる基本は共通していると思いますが、あらゆる災害をそれなりに想定して、事前の準備が大切だと考え、まず、昨年に続き町としての対策をお聞きします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の一般質問 1、災害対策についてカッコ 1、豪雨、土砂災害への対策についてのご質問にお答え致します。

近年の頻発する豪雨、土砂災害の状況や、本年7月には、高知県西部に高知県では初めて大雨特別警報が発

表されたことを考えましても、豪雨災害はどこで起こってもおかしくない状況であると認識をしております。

7月豪雨の際には、幡多管内では、宿毛市、大月町では甚大な被害を受けることとなり、黒潮町でも配備体制を取りました。気象庁の情報により土砂災害警戒情報発令基準を超過した地区に対して、早朝ではございましたが、午前4時に避難勧告を発令しました。

黒潮町では、大雨特別警報の発表はなく、その後の雨量も落ち着き、11時35分に土砂災害警戒情報が解除されたことにより避難勧告を解除致しました。

町の豪雨への対応と致しましては、参集基準による配備体制を取る中で、高知県総合防災情報システム、また気象庁等の情報を随時チェックし、避難勧告等の判断伝達マニュアルによる基準に基づき、避難行動に対する発令を行っております。

また、高知地方気象台の気象台ホットラインを積極的に活用し、今後の見通し等の問い合わせの上、対策を検討しているところでございます。

台風等に対しましては、情報を収集しながら、避難する時間に余裕を持てるようリードタイムを取り、早めに避難所を開設し、避難準備、高齢者等避難開始情報を発令しております。しかしながら、急な豪雨や土砂災害については対応が遅れる場合や、現地の状況が的確に把握できないことも考えられます。

土砂災害等さまざまな災害に対して、行政の対策には限界があることも一定ご理解をいただきながら、地区の中での豪雨に対する脆弱（ぜいじゃく）性や特性を共有し、異常な降雨量等、危険な状況が感じられれば、町からの情報が出される前であっても、住民の皆さん自らが避難行動を起こしていただけるよう、対策に組み入れていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

一定は昨年と、当然ですけど同じような答弁かなと思って聞いておりました。確かに大事なことです。

でも私が、カッコ2の方に入っていきますけど。昨年この問題を取り上げたのはですね、そういうこともあってまた聞くんですけども、その昨年の答弁書を読み直しますと大変丁寧で、詳しい内容の答弁が返ってきておまして、黒潮町の防災への取り組みの充実といいますか、密度の高い内容になっているのではないかなとあらためて思ったことです。それで今、課長の答弁は大体全体的なことですけども、じゃあ私たち住民に対してどうなのかなということ、もっと細かな対策はどうですかということをお聞きしたかったわけです。

それですね、昨年の答弁の中で、豪雨や土砂災害については、まずは住民が地域で話し合うことが一番だと、そこから始めたいと言われております。自分の地域の地盤だとか、川の状況とかいろいろありますけども、その状況を知ってもらって、一定時間がかかってもそれなりのルール作りが必要であって、行政はそのための判断基準を提供したいと。そういうような内容でした。その基準は、県が作る土砂災害警戒区域のハザードマップを持って各地域に説明に入りたいとのことでしたが。まず、その判断材料として、県が作成するハザードマップは完了しているでしょうか。それです。

それと、それを持って各地域に説明に入るといっても時間もかかるでしょうけども、どのあたりまで取り組みは進んでいるでしょうか。

今後の方向もどうなるか、お尋ねします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

昨年度の答弁で、言われましたように、各地区に入りましてハザードマップでの説明を行いたいということをお申しました。ただ、今年度やっていく中で、土砂災害に関しては非常に、地区の中で考えていただくこと、行政が考えていくことが多岐にわたり、そういったことからいくと、全体的にそのハザードマップを持って説明に入るという、まだ段階じゃないというふうに考えました。

そうしたことから、今現在一つモデル地区を作って、そこに対して進めていってる状況でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

全体に入るにはなかなか適切じゃないということで、モデル地区を作るということでした。それはそれで私、一歩進んでからいいと思うんです。

それでその中でもう一つ、昨年の答弁でここまでもちろん言ってないんでしょうけど。地区防災計画、今まであるのはね、地震、津波だったので、その豪雨、土砂災害も話し合いながら進めていくと。詰めていく。そういう必要性があるというようなことですがね。

その地区防災計画についても話が一定進んでるのか、準備段階かもしれませんが進んでるのかなというのと、県のハザードマップというのはもう出来上がったんですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

地区防災計画の話でございますけども、地区防災計画に関しても、まだ現在のところ、土砂災害に特化して踏み込んだ状況とはなっていません。先ほど言いましたように、今年度の状況をもって、次年度以降の取り組みになるのかなというふうに考えております。

あと、県のハザードマップでございますけども、県としての土砂災害警戒区域に関しましては、ホームページ等でそれはお示ししていますけども、冊子としてそれができている状況ではありません。そのハザードマップに関しては、示された警戒区域等を町の方で一定作成をして配布していくことというのが、これからしていかなくてはならないことかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の答弁聞いてますと、いろいろ問題が多岐にわたると、この問題はね。地震津波のように、揺れたら逃げるという問題じゃないということは、再々言われてますけど。

それでも災害の頻発する程度が違いますよね。すぐ、ほんとに明日起こるかもしれない。いつ起こるかもしれないというのは、もう尾崎知事も年間通じてこれやらなきゃなんないとかって。夏だけの問題じゃないって確か言われたと思うんですけど。それぐらい身近に起こる災害で、いったん起こればもう、予想もしなかった大月町の話とかありまして。

実際、自分の実家の家にですわね、土砂がどっさり、家はもちろん使えなくなって大変だったという、生の

声も聞いたんですけど。それが私たちの周りにいつ起きるか分からないということでは、住民はどうなんだろうかという心配もしております。ですから、その住民に対して一步それなりの方法が進んでるのかなと思って、昨年から1年たってますので、ある程度進んでるのかなと思ったんですが。

じゃあ確認ですけど、いろいろ多岐にわたって難しいので、モデル地区を作ってそれ進めるという段階だけなんでしょうか。

もう一度、確認です。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員のご質問にお答え致します。

先ほど申しあげましたように、各地区に対して土砂災害に特化してまだ取り組んでいる状況ではございません。

現状でいくと、モデル地区を作って、モデル地区の中で、今現在その協議をしている状況でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

モデル地区を作って進めるということでしたが。

一つ私思うんですけどね、なるべく早めに各地に入って説明を開いていただきたいと思うのですが。また、自主防災組織にも踏み込んでいただきたいと思うんですけど。全体的なことっていいですか、住民に対して、先ほども言いましたように頻繁に起こる災害ですので、各地域に入っていくということ前に、災害が起きたときにその状況を住民がどれだけ正確な判断をして、それに伴うような適切な行動がスピーディーに取れるかっていうのが、命を守る鍵ですよ。それを考えたときに、ハザードマップを細かくは説明できないとしても、その考え方といいますか、それを住民に伝える。それが必要じゃないかなと私思ってるんです。

それはですね、この前の災害で、テレビで放送してたんですけど、大雨のときに区長さんが早めに判断して、住民に避難するように声掛けたそうです。その避難の呼び掛けがあって、命が助かったと。区長さんから声掛けがなかったら、もう逃げなかったと住民の方が言ってたんです。災害が起きたときに、先ほども言いましたけども、その状況に住民がどれだけ正確な判断をして、それに伴う適切な行動がスピーディーに取れるかということですよ。それを考えると、行政も、消防も含めてですけど、いかに情報を早く、正確に住民に流していけるか。でしょうけど、行政も住民も経験がないことですので、素早く、適切に判断するというのは、なかなか難しい面があると思うんです。

それで先ほどから言ってますけど、なるべく早めに各地域に説明会を開くということも大事ですけども。まずはですね、その各地域が多岐にわたって大変でしたら、自主防災組織なんかを中心にするかですよ、また住民全体でもいいんですけども、全体的な考え方ですよ。それを学ぶ会というのは用意してないものでしょうか。

子どもたちには、後で出しますけど防災教育で、防災プログラムの開発を用意したと。着手しているとかいう答弁があったんですけど。今年の町民大学では、片田先生のお話も用意されておりませんよね。その災害に対する考え方は先ほどから言ってるように津波地震も基本は同じですから、子どもたちにやってる防災教育の大人版のようなお話はないもんかなと。そういうふうに考えます。それで全体的な考え方、とらえ方を知って

から、それをもって各地域でまた状況に応じて、山が近いとか、その地域によって川がそばにあるとかっていう、いろいろな状況がありますので、勉強会も必要かと思いますが。まず全体として、今のこの起きてる異常気象ですよ。異常というか、もう状態というか分かりませんが。それについての、自主防災にするか全体にするかは別ですが、分かりませんが、そういうことは考えておりませんか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の質問にお答え致します。

先ほど言われましたように、全体的に考えていくことは必要ですし、進めていかなくてはならないというふうには思っています。ただ、進め方に関してはどうしても、先ほどから言ってるようにその進め方は地区それぞれで、いろんな形があると思いますので、そこに関してどのようにやっていくのが一番いいのかといったところを、今、モデル地区を中心として進めていってるところでございます。

あと、危険な地区。土砂災害警戒区域等に関しまして、そういった所をお示しするのはやはり必要なというふうに思いますので、そういったことに関してはお示しできる部分に関して、できるだけ対応していきたいというふうには思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

繰り返しですけど、その自主防災組織を中心にですね、そういう話を早急にしていきたいと思いますか。そういうことはどうでしょうか。

提案してみたいんですが、お考えありませんか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

現在進めている地区自主防災等の町との取り組みの中でいくと、やはり地区防災計画の取り組みになると思います。

そうした中で、毎年お願いしてるんですけども、そこの中で、一定地区の中で考えていくべきこと、それを中心に計画についても検討してくださいというお願いをしています。そこの中で、近年どうしても多発している土砂防災といったところも考えていただく一つの大きな要素になると思いますので、そうしたところをもう少し提言していきながら、考えていただくといったことを進めていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

なかなか私の思いとかみ合わないところは、それは仕方がないことですけど、私は早く進めてもらいたい。早く全体的な考え方を住民と話して、町もこう考えているけど、住民もこういうふうにかけて、自分で判断していかなきゃなんないんだっていうことをですね、近年の異常気象から考えた場合は、そういうものがないものかなと思ってたんですが、ぜひそのことをお願いしてですね。

もう1点ですね、雨がひどくなって、この間ですね。住民もこのごろは全国の実例を見て、早め早めの避難を試みる方が出てきておりますが。ある地域ですけれど、黒潮町ですよ。住民が、雨がひどくなる前に避難しようと思って集会所へ行くと、集会所が開いてなかったそうです。避難勧告が出てなくてもですね、行政から何もなくても、住民の行動はそれなりに考えて、自分で早めに動く場合が増えてきていると思っております。

区長さんも忙しいので常に地域におるとは限りませんが、今後さまざまな状況を考えると、このような課題もあるかと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

次の質問等でお答えしようかと思ってたんですけども、そういったところも含めて、今現在地区の中で話をしています。そういった状況を、できれば次のご質問でご説明しようかと思ってたんですけども。そういったところで、考えていただくといったことは非常に必要かと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

次の質問いうたらカッコ2の話をしてるんですか。私、今カッコ2に移ったって最初言ったんですけど。

カッコ2についての答弁を用意されてるようでしたら、すいません。もう一回言うてください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

どうも失礼致しました。1問目のがまだ続いているかと思ひまして。答弁させていただきます。

災害対策について昨年9月議会で質問をしたが、その後どこまで進み、どのような内容になっているかのご質問に対して、お答え致します。

全国的にも、平成26年8月の広島北部や平成29年7月の九州北部豪雨、本年7月の西日本豪雨。先日の北海道地震の際にも、土砂災害が多数箇所発生するなど、豪雨や地震による大規模な土砂災害が発生している状況でございます。

本町においても、地震津波と同様に対策を講じていく必要性を感じているところでございます。ただし、地震津波のように明確な対応が確立されておらず、地域ごとの特性をしっかりと把握した上で、地域の皆さまのご意見を聞きながら、必要となる対策を進めていく必要があると考えております。

そうしたことから本年度は、馬荷、大方橋川、御坊畑の3地区の蛸瀬川流域をモデル地域とし、洪水、土砂災害、防災に関するワークショップを開催しております。東京大学大学院特任教授の片田敏孝教授、京都大学、矢森克也教授と京都大学防災研究所の皆さんの協力を得て、これまで2回のワークショップを開催しております。

1回目のワークショップでは、洪水土砂災害とはどういったことかを学び、自分自身の安全を確保するためにはどういったことが必要かを考えました。

2回目のワークショップでは、それぞれの地区の危険箇所を共有するため、過去の災害個所に図面に書き出して、危険な状況はいつで、いつ避難開始するのか。また、どこに避難するかを話し合いました。参加者から

は、簡易雨量計で雨量を測るようにしよう、橋げたにマークを付けて避難のタイミングにしようなど、積極的な意見が多く出ました。

今後は、2回目までに話し合われたことをまとめ、避難訓練も行いながら、地域の方が自ら考えたハザードマップを作成する予定としております。この本年度の取り組みを、町内のほかの土砂災害の危険のある地域にも広げていく必要があると考えております。地区で状況が異なり、統一の避難開始を示すことができないため、丁寧な取り組みが必要となります。片田教授、矢守教授のご意見を伺いながら、黒潮町における今後の土砂防災の進め方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私の質問が悪かったということですね。私は、なかなかその今のような答弁が出てくるのかと思って待ってたらなかなか出てこないの、全然去年から進んでないのかなと。モデル地区って言ったけど、あんまり聞いてもいけないのかな、向こうが言わないからというふうに遠慮してたんですけど。もう蛸瀬川の流域でそういうワークショップも2回行ったと。それを全体に広めていきたいって、私そういうあれで、進んでいるよって今この町の状況をお聞きしたかったんです。今のことでよく分かりましたので、ぜひですね、それを進めていってほしいと思います。

カッコ3に移ります。いいでしょうか。

子どもたちへの防災教育についてですが、災害への備えは基本な考えは同じだと思います。何度も言ってますけど。その上で、豪雨には豪雨、土砂災害には土砂災害特有の知識が必要です。豪雨災害なども一瞬の判断が生死を分けると聞いております。津波同様さまざまな災害に応用ができるように、知識として知っておく必要があるんじゃないでしょうかと、昨年こういう質問を致しました。

先ほども言いましたけども、昨年の答弁書を読み直しますと、子どもたちの防災教育や災害への取り組みについても大変丁寧で、詳しい内容の答弁が帰ってきております。東大の片田先生のご指導の下に、台風、大雨洪水、土砂災害に関する防災教育プログラムの開発に着手しているということでした。

それらはどのように行われて、どう進んでいるのでしょうか。

また課題もありましたら、お答えをお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之）

それでは宮地議員の1番、災害対策についての防災教育についてはどうか、のご質問にお答えを致します。

昨年9月議会においてお答えを致しました、台風・大雨洪水・土砂災害防災教育プログラムの開発につきましては、今年3月に完成し、このような冊子でございますが、各学校において既に活用がされております。

この土砂災害防災教育プログラムの概要につきましては、学校の周辺状況に合わせた、台風、大雨洪水、土砂災害防災教育に取り組むことを基本としています。そして、この防災教育プログラムをベース使用と致しまして、学校周辺の状況を考慮した授業案を検討したり、資料を収集したりしながら、各学校のオリジナルの防災教育プログラムへの展開につながる内容に構成をされています。

また、当プログラムの資料編では、過去に黒潮町内で起きました台風、大雨洪水、土砂災害の概要や、雨量グラフ、そして町内32カ所での災害時と平常時の状況を対比させた写真の掲載や、動画、イラストなど、各小

中学校の立地条件等の特色を踏まえて、授業を実施する際に役立つ資料を掲載をしております。

各学校においては、防災教育の課題に取り組む際に当プログラムをベースと致しまして、それぞれの学年に応じた学習指導要領案を作成し、危険に気付く力、危険を回避する力を身につける授業を実施しております。

課題につきましては、実施をしてまだ4カ月しかたっておりませんので、1年たった上で検証をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

防災教育については大変、一步も二歩も前進してて、もうそういう冊子もできて実質まだ4カ月とありましたけども、進んでいるという点では大変ありがたいなと思います。

まず、子どもたちの命といいますかね、それは大事なことです、きめ細かく今のお話聞いてますと、できてるんじゃないかな、この学校の状況とかね、進んでるんじゃないかなと思います。

先ほどの質問で私ちょっと、防災課長のときにも言いましたけど、この学校、防災教育の大人版っていうような今みたいなやつですね。全体的には無理としてもですよ、せつかくいいもんできてるじゃないですか。学校はこういうように進めていると、こうなんだという状況でですね。それを私全体にやっていただけないかなと思ったんです。

その点をすいません。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように、子どもたちがやってきた防災教育というのは非常に、すごく●考えた中で進めてきています。地震津波に対しても今まで進めてきた中の、今回土砂災害版ということでございます。そういったところで、地震津波は基本的に、先ほど来言ってるように揺れたら逃げると。避難行動が統一化されているというところがあって、それに対しては、地区の住民、また子どもたちも共有してその形で行っていたことがありますけども。土砂災害は先ほど言いましたとおり、地区ごと、またそのどのタイミングでどうするのかといったところが、なかなか判断しづらいといったところがございます。

ただ、今まで学校教育でやってきたことに関しては、そういった土砂災害に関する仕組みであったりとか、どのあたりでどういう被害が起きたかといったことを子どもたちは学習していますので、そうしたことを、また今後地区とも共有をして、実際、子どもたちが地区の中でどのような役割が担えるのか。また、そういったことを大人と一緒に考えていくという場も必要かと思っておりますので、そういったことをこれから進めていければというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

少し私とかみ合いませんけど。そういう大人版をやってもらいたいということでした。まあぜひよろしくお願ひします。

それから藤本次長ね、大変いいものを進めておりますが、一つだけ。子どもたちの反応っていいですか、まだ4カ月ですからなかなか分かりづらいと思うんですけど、実際地震津波と違うし、内容的にも細かい点もありますけど、何か分かってるところありましたら言ってください。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

この防災学習につきましては、各学校で総合学習のときであったり、また学級活動であったりということで、年間5時間以上は防災教育に取り組むということが位置付けられております。

その中で、やはりこれまで津波防災教育に取り組んできておりましたが、それと併せて、中山間のやっぱり小学校におきましてはもっと身近な教材になったということで、子どもたちの声ではないですけども、教師の方からの声はいただいております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ほんとに、昨今の異常気象をニュースで見えますと、急に降ってきますよね。そこだけ限られて。線上降水帯って言って、ほんとそういうこと昨年私初めて知ったんですけど。東京でも一地域だけパーッと降ってくると。ものすごい一時的に降るということでは、子どもたちがそういうものを身に着ける。特に中山間の学校でと言われましたので、先生方がまずは知って、どういう判断されるかというのは、子どもの命に直接かかわってきますので、これからも丁寧に進めていってほしいと思います。

もう1点、お尋ねしますけど。

通告書には細かく書いてありませんけど、防災教育の具体的な内容ではないんですけども。先ほど浅野議員のときもありましたが、今年の大阪地方の地震で、通学路のブロック塀が崩れて、児童の方がお一人亡くなっております。

黒潮町では、通学路や学校の回りに危ないブロック塀はないでしょうか。国としても何らかの補助もあるのではないかと思うんですが、危険なブロック塀があるとしたら早急な対策が必要と思うのですが、そのへんはどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

宮地議員のおっしゃるとおり、去る6月18日に発生しました大阪府北部の震源とする地震によりまして、大阪府の高槻市の寿永（じゅえい）小学校において、プールのブロック塀が倒壊致しまして、その塀に挟まれて、女子児童が亡くなるという痛ましい事故が発生致しました。

当町におきましてもブロック塀の状況につきまして、そういうことはないだろうかということで一級建築士の方に依頼しまして、共に現地調査を致しました。その結果ですね、町内の小中学校10校のうち、ブロック塀が存在するのが4校ございました。佐賀中学校と、佐賀小学校と、上川口小学校、南郷小学校、そして入野小学校で5校でございますが。入野小学校につきましては、現在大規模改修事業を行っております、その中でも

う既に、もうブロック塀の方は撤去しております。そういうような状況でございます。

通学路につきましては、各小学校におきまして通学路安全の確認を8月末までに行っていたいただいております。それによって把握とをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今、4校あるということで現状は分かったんですけど、現状を把握したいというところの答弁だったんですけど、それをどうするんでしょうかね。

把握した後よね。大事なのは。補助制度があるんじゃないかと思うんですが、いついつまでにこれ改修するとか、直すとかしないとですね、子どもたちの命は守れないこともありますので。

その点をお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之）

それでは再質問にお答え致します。

学校施設内のこの4校につきましては、すべてを撤去して、例えばネットをフェンスに切り替えるとするとなると、また多額の費用が必要となってきます。従いまして、やはり優先順位は必要であろうと。財源の確保が一番大事でございますので、そういう意味で、活用できる補助事業、または充てれる起債とか、それでなければ一般財源をいうような形になるだろうというふうに考えてます。

ということですね、特に危険性のある所は、上川口小学校の一部の所のブロック塀。それから南郷小学校の一部のブロック塀が、これが危険性がありますので、そちらの方は早急に財源を確保して対応をしたいというふうに考えています。

そのほかの所ですね、100パーセント安全であるというようなことは言えないと思います。危険性が低いものであるということでもありますが、やはりそこも早急に財源の確保をしてですね、来年度あたりには実施に向けて取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

もう一件すいません、通学路の件でございますが。通学路についてのブロック塀につきましては、やはり個人の財産というものでございますので、あまりにも危険な様子でしたら通学路の変更をするなど、そういうふうな形で対応をしたいというふうに考えてます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

もう一つ、細かくいきますけど。

早急に対応すると。で、来年度あたりまでに直したいということでしたが。

来年度あたりまで、全体をするんですかね。そのまず上川口と南郷が来年度あたりで、全部終わるという意味ですかね。

すいません。もう1回。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之）

再質問にお答え致します。

上川口小学校と南郷小学校のその一部の部分につきまして、今年度中に完了に向けて取り組みたいと思っております。

そのほかにつきましては、来年度に取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

子どもたちにとって危険なものは本当に早急に対応しなきゃいけないので、それを取ってくれるということでしたので、安心しました。ぜひ、この点は一日も早く処理をしていただきたいと思います。

カッコ4の方に移ります。

カッコ4は災害が起きた後の準備はどうかということですね、何点か載せてありますが、避難所は避難所で、罹災証明は罹災証明でというふうに分けて質問しますので、それぞれ答弁をお願いしたいと思います。

災害が起きた後の準備も本当に大事ですので、何点か今挙げたようにお尋ねするんですが、最初に避難所についてお尋ねしたいと思います。避難所全体については今までも何度か質問しましたので、今回は一つだけお聞きします。というのがですね、14日藤本議員が質問をしましたが、避難所のエアコン設置の問題です。今回私も学校のエアコン設置を考えておりましたけども、もう教育次長から詳しい答弁がありましたので、教室のエアコンについては省きますが、体育館へのエアコンの設置ですよ。これもそのときに、徳廣課長からは答弁がありました。そのときは、費用が7、8千万も掛かるし、全県でも設置してないので、風通しを良くして大型扇風機を用意すると。暑さ対策としてこれから考えていくとの内容で、あまり積極的な答弁じゃなかったかなと私は受け取りましたので、この点をもう一度取り上げたんです。

というのがですね、課長の言われることももっともだと思うんですよ。何でもお金が伴いますので、必要と分かっているけども、それらすべてをかなえることは不可能ですよ。で、これは優先順位の問題だと思いますが、体育館へエアコンを設置するという費用も考慮すると、早急な問題と位置付けるかどうかですが。私はこれはとても優先順位が高い、急がれる問題だと思っております。

再度お尋ねしますが、体育館へのエアコン設置を早急な課題として、設置に向けて動く考えはどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、災害が起きた後の準備、避難所や罹災証明等を含めて、それらはどうなっているかの、避難所の分にお答えしたいと思います。

現在、避難所に関して、避難される場合は、通常の避難所として開設するのは、9カ所に職員を配置して避難所を開設しています。そのほか黒潮消防署、各地区の集会所等14カ所を避難所として開設をしております。ただ、議員おっしゃられるように、そこの中で小学校の体育館を避難所として開設をしております。そこいきますと、体育館非常に広い空間でございまして、夏であつたら暑さ、また冬であつても寒さの対策に対して

はなかなか空間的な広さもあり、その対策は何を的確にといったところが課題ではございます。まあそうした中、いずれにしても避難した後の状況というのは命をつなぐといった状況でいくと大切、重要だと思っています。

先ほどの浅野議員のときも答弁しましたように、これから命を守る対策も今までどおり継続していくことは必要ですけども、またそれに加えて、命をつなぐ対策といったことにシフトしていく必要があるのかなというふうに思っています。そうした中で、先ほど言った避難場所、一時的に避難する場所の環境整備。また、それから避難所に対する環境整備。これからそれが非常にやっていく課題は大きいところかなというふうに思っています。

先ほど宮地議員がおっしゃられたように、そこの中で優先順位というのは当然ありますし、優先順位プラス、やはりどうしても費用というのが出てきます。そこの中で、対応できる費用の中で、その時点でその環境に対して何が有効であるかといったところを考慮しながら、こういった対策については進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

総体的といいますかね、突っ込まれないような、そつがないというような答弁だったんじゃないかと思うんですけど。優先順位にするのかしないのか、はっきりもしない。するべきだけど、考えていくというふうに取りれたんですけどね。

東日本大震災では、2万人の方がお亡くなりになりましたよね。その後の避難生活では、3千人の方が亡くなっております。避難所生活は、地震直後よりも当然スパンが長いわけですから単純な比較はできませんが、せつかく助かった命。今、課長が言われたように命を守る。そして命をつなぐと言われましたが。そのせつかく助かった命を救いの場所で落とすと。そういうようなことは、できるだけ少なくしなきゃいけませんよね。これも大事な課題です。被災者ゼロの町の目標というのは、地震津波が起きて高台へ、避難タワーへ逃げる。または家の下敷きなどで命を落とさない。いわゆる地震津波が死亡の直接原因でなければゼロと、そういうことにはならないと思うんです。だから命を守る、命をつなぐと思うんですけども。命からがら避難所へ逃げてきた。避難所になっている体育館などは、今言われましたようにたくさんの方が入ってきます。そして健康状態などを含めて、さまざまな状況で避難をしてきます。その体育館で、何人の方がですね、例えば夏であったら、熱中症などで亡くなるようなことになればどうでしょうか。やっぱり大きな問題だと思うんですよね。

特に、今年の暑さは異常でした。気象庁がこれは災害だと。災害と言ったほどで、国もやっと学校の教室へのエアコン設置の予算に重い腰を上げてくれました。それで教室へのエアコン設置が可能になってますが。

体育館についても、国もいろんな補助制度を設けていますが、体育館へエアコン設置するための補助制度を活用して、高知県どこでもやってないからというんじゃないくて、県下どこでもやってなかったら、黒潮町が先陣を切って設置に向けて欲しいのですが。優先順位としてやるのどうでしょうか。

そして、補助制度はどうか。ありますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

今現在、県の補助等で体育館等にそういった環境として整備はしていません。これからどのようにしていくかということでございますけども。

現状でいくと、今ある補助制度の中で、環境の整備として整備できる内容であれば整備していくことはできます。体育館等でない所に関しましては、エアコン等も整備をしている所がございます。ただ、体育館ぐらいの広さになると、そういったものが補助の内容としてできるのかといったところもありますし、通常の使い方としては、学校施設の体育館でございます。そういった所に大規模な空調設備をできるかということ、それは困難だというふうに思っています。

ただ、環境の中でいくと、やはり暑さ対策というのは非常に重要だというふうに思います。ですので、それが補助で町が整備するのが一番いいのか。また、そのときに何らかの形で調達をできる状況があればその調達する所を探しながら、そういった所に配備をしてもらおうとか、そういったことも考えられるかと思えます。

そうしたところで、今までそういったところの対策というのが、特に暑さ対策ですけども、できてなかった現状がございますので、そうしたところをこれから分析をして、整備に向けて考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

ちょっと、かみ合っていないみたいもんで、補足させていただければと思います。

今回はですね、質問の主旨が、豪雨、それから土砂災害ですので、議員のご質問の主旨は豪雨土砂災害の際のその避難。

（宮地議員から「そうですね、災害対策についてですよ」との発言あり）

はい。で、豪雨災害のときの避難所の整備については、優先順位はどうしても高くなります。先ほどおっしゃっていただいた温度対策というのは、それはやっぱり構造的なものがございまして、すべての災害を所管しなければならぬわけで。避難行動を若干構造的に、津波防災と、それから土砂災害とちょっとずれがございまして。

まず津波災害の場合はですね、よーいドンで逃げましょうということで、一時避難場所に逃げていただく必要がございます。分類的には緊急避難場所。いわゆるエバケーションエリアという看板立っている所ですね。あそこに緊急的に避難をいただきます。その次に、いわゆるシェルタリング、体育館のような所へ各避難所からお集まりいただいて、最終的にはレフージュ、難民支援。難民避難として、災害公営住宅ににお入りいただいたり、あるいは少しロングな応急仮設住宅にお入りいただくと。こういう3段階に分かれます。

豪雨災害の場合は、避難行動の特性は、まず最初から津波避難行動、セカンドステージ。いわゆるシェルタリング。体育館とかそういう所に一発目から行っていただくわけですね。なので、空調対策とかは、豪雨災害とかを考えますと優先順位は高くなりますが、全体の災害からとらえたときの優先順位を考慮しますと、今、先ほど申し上げましたように一次避難場所。こちらは空調だけではなくて、風雨すらしのぐことができないような環境に避難いただくといったことになっています。従いまして、災害全体を考えたときの避難所の環境整備の優先順位としては、一次避難場所の、とにかく風雨をしのげる。まず、この対策が重要であろうと思っております。

この要望は各地区から相当数挙がっておりましたが、これまで一貫して地区の方に申し上げてきたのは、とにかくまず逃げられる環境整備がどうしても必要ですということで、町内200カ所を超える避難道の整備計画

がございまして、それに一定のめどがつくまでは、ちょっとお待ちいただきたいという旨のお答えをさせていただいてきたところです。それが今年度、すべてが完了というところにはいきませんが、計画上ある一定めどがつくという段階になります。

従いまして、災害全体をとらえ避難所の環境整備の優先順位をつけようとする、どうしても一時避難場所、緊急避難場所の風雨対策。これが優先順位が高いものだと思います。

かといって、片方を措置しないかということではなくて、多額の費用が掛かり、財源調性に時間がかかるようであれば、例えば、今議会でも藤本議員からご提案をいただきました、エアコンのような多額の設置費用が掛かるものではなく、当面冷風扇のようなもので対応ができないか。こういったことはしっかりと検討してまいります。優先順位的には今回回答をさせていただきますように、一時避難場所の風雨対策、こちらに重点を置かしていただきたいと思っています。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私の質問が、カッコ1番は豪雨、土砂災害の対策ですが、まあ全体的には災害対策についてということで、地震津波も入っているんです。

質問の仕方がちょっと悪かったですけど、優先順位を全体から考えたら、体育館を緊急避難ではあるけども、風雨対策が一番先だというのが、今町長の答弁でしたけど。

ちょっと、課長の質問に入っていきますけど。

町長もそうですけど、体育館へのエアコンが優先順位から少し下がるということでしたが。体育館について補助制度はないですかって言ったときに、私が入手した資料ですけど、これにはですね、大規模改造事業空調設備というのが、補助制度がですね、文科省の学校施設環境改善交付金のメニューの一つで、普通教室や体育館にも活用できる国庫補助制度と。これ、行政ではご存じないでしょうか。これですね、対象は公立の小中学校等で、児童や教職員が使う部屋全部。体育館も含まれる。補助率は3分の1、対象工事費は、下限が400万円、上限が2億円。地方財政措置としては起債充当率75パーセント。うち、元利償還の30パーセントを交付税措置をする、というのが一つあります。大規模構造事業の空調設備ですね。

もう一つですね、緊急防災・減災事業債。これもあるんですが、指定避難所になっている学校体育館のエアコン設置にはこの補助制度が、事業費が使えると。これは、私はちょっと分かりませんが、今まで黒潮町いっぱい使ってますので、もう使い切れないんだというふうになるかもしれませんが。これは、緊急防災・減災事業というのは、対象は私が言うことはなくそちらの方が十分ご存じだと思うんですけど、指定避難場所に指定された施設で、体育館などの公共施設入りますよね。で、地方財政措置、私が言うこともないですけど、起債充当率は100パーセントだと。

この地方債は、東日本大震災を受けて2012年に作られましたよね。で、17年度から、熊本地震の教訓から指定避難所へのエアコン設置も対象となったようです。実際、埼玉県の朝霞市ではこの体育館にこれを付けて、それで町長言われましたように、避難場所だけじゃなくて子どもたちの設備ですから、涼しい所で、小学校の今年の夏にですね、小学校で2学期の始業式を始めたということもあります。こういういろんな補助制度も行政の方が詳しいと思うんですが。知ってて、ぜひそういうものを活用して、優先順位は体育館ではないんだというのが、町長の答弁でしたけど、やはりこういうことでは、優先順位が後かも知れません。町長の設置では、でも、考えられないかなと思って質問したんですが、いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

先ほどご提示いただきました補助事業につきましては、教育委員会の方でも適用しておりまして、改修事業に使わしていただいているところです。体育館の適用はございませんけれども。それから、緊急防災・減災事業債につきましても、ご提示いただいたとおりです。

ただ、優先順位の付け方がですね、有利な事業があるのではということでも一つの判断材料にはなりますが、仮に有利な事業がなくてもですね、本当に直接的に短時間で生命にかかわるような環境があるとすれば、そこに対応していくというのが、恐らく判断基準としては僕は優位に立っているのではないかなと思います。それが一次避難場所の考え方です。それをこれまでの地区の皆さまにもずっとお願いしてきた経緯もございますので、まずはそこを優先順位を最上位で対応さしていただきたいというのがまず第1点。

それから、今回のご質問では体育館の空調設備、もちろん空調設備しますと、避難時だけではなくて通常の授業でもしっかりとお使いいただけて、児童生徒の健康面とか、安全性の確保にも資するものだと重々承知の上での答弁をさせていただきますと、例えばですね、学校に避難をさしていただく際において、例えばどうしても空調が必要であるというようなときに、例えば空調が設備された教室等々が避難エリアとして使えないかというのは、まだまだ知恵が絞れるところだと思います。

従いまして、そういったことをしっかりと検討課題として、検討残にならないように検討した上で、優先順位を総合的に判断をさしていただきたいと、そのように思っております。なお、繰り返し答弁申し上げますと、どうしても雨風がしのげないような環境で、たくさんの避難所を今、設置しております。そちらの風雨対策を、まずは優先順位のトップとして整備を進めさせていただきたいと、そのように考えております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町長の方では、あくまでも優先順位にならないと、体育館はね。それはそれで分かります。それは執行部の考え方ですが。

もう1点聞きますけどね。

その大規模構造事業ですね、空調設備が入った補助事業を考えた上で体育館は、今回はお金が掛かるから付けないんだという答弁に、課長なったんですか。これ、この補助事業を検討した上ですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

大規模改造事業に関して、現時点では検討をしてございません。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

もう一つ、緊急防災・減災事業債。これもですね、熊本地震からまた延びてますし、これはあの2020年までですかね、それまでですので。以前にも4年間延長されたという経過もありまして、地方団体もさらなる延長を求めているそうですが。私は優先順位の問題で、その考え方ですけど、こういう補助事業がある間にやっぱり

やっつかないといけないうんすよ。ただ、それ考えてないうことすから、何回言っても答弁は一緒かと思ひます。ぜひ、再度すね、答弁求めませんけど、今の事業も考慮に入れてお調べになって、また再検討していただきたいと思ひます。

時間もかかりますので、次の罹災証明について伺ひますが。

以前もこの罹災証明については質問をしています、もう災害後は復興に向けてすね、一日も早い取り組みが必要です。その中に、罹災証明書の発行の手続きがありますが。

災害では家屋の被災状況を証明してもらって、補助額もそれで決まるし、仮設住宅への入居資格にも必要だったと思ひますが、義援金の分配とか、公共料金の減免とか、そういうこともあるんじゃないかなと思ひます。住民に大変急がれる証明書になっております。南海トラフ大地震のように広範囲な地震が起きた場合は、ほかの自治体からの応援は期待できませんので、自分の自治体は自分たちで処理する以外にないと思ひます。

罹災証明発行に向けて、職員を研修に派遣しているんだいうことを、以前の答弁にありましたが、その後、罹災証明について準備は進んでるでしょうか。

お尋ねします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、災害対策についての災害が起きた際の罹災証明の対応について、通告書に基づきお答えします。

罹災証明は、被災者生活再建支援法の適用が決まれば、被災世帯となった世帯主に対し、被災者生活再建支援金の支給や避難仮設住宅の入居に必要な書類です。被災家屋の状況調査を行う期間については、黒潮町業務継続計画にも明記をしていますが、発災後14日以内、第3フェーズから行動しまして、1カ月をめぐりに調査を行い、初回の被災証明書の発行が行われています。

大規模災害時には黒潮町職員のみで調査をすることは不可能で、他県からの応援に基づき被災家屋の調査を行い、黒潮町職員は調査結果をまとめ、罹災証明書を発行する業務を行うこととなります。

大規模災害時の被害認定調査を行う際の作業労は、調査計画の策定や調査体制の構築、また、均一した判定をするための事前研修をして、応援職員とともに調査を実施することとなります。

被災後の災害対策本部における罹災証明業務については、税務課が担当することとなっており、住宅の被害度を調査するものを住宅被害認定士といいますが、その住宅被害認定士の確保は必須であります。

県が主催する講習会へ黒潮町では5年前から参加し、8月末現在で、税務課内には2名、庁舎全体では退職職員もあり5名の登録者がいますが、税務課全職員が対応できる体制を整えておく必要があります。今年7月22日に開催予定で、税務課から、現在10名おりますが、未受講者の8名のうち5名が参加をすることとしていました。しかし、台風20号の接近により延期になってしまいました。

町では、専門的な知識および経験を有する職員の育成を図るために、県が主催する講習会以外に、4年前から京都大学防災研究所の畑山教授にお世話になりながら、職員防災訓練日に合わせ、税務課の独自研修を行っているところです。

今後も実地研修を含めた研修会の計画をし、職員のスキルアップをしていきたいと考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

罹災証明っていうのは、本当に住民にとっては大変急がれて、熊本地震でしたかね、これがなかなか発行できなくて大変だったという話、ニュースで聞いたんですけど。準備がないとほんとにある程度、認定士って言いましたか、誰でもかれでもできることじゃないということですよ、認定するのがね。

だからそういう意味で、今答弁がありました、それなりに準備ができていますみたいですので、ぜひですね、今後も続けていただきたいと思います。

それから、家屋一部破損の場合ですが、罹災証明書の発行が、スマートフォンの写真で即発行ができるというふうになつたと聞いておりますが、これらはそちらで分かりますか。

どうですか。

議長 (山崎正男君)

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長 (尾崎憲二君)

宮地議員の再質問にお答えします。

スマホ等による写真による一部破損家屋の認定ですが、こちらにつきましては、一定の方向ですね、被災度が分かるような範囲のものであれば、それを活用して簡単に認定をすることができますが、今言われましたように一部破損ということですが、被災された方につきましては、なるべく被災度の認定を高い認定にさせていただきたいのが実情だと思います。その際に、この写真のみで判定するものがあるのか、そこはまた被災時のときの対応にはなってくると思います。

やはり、職員が出向いて確認をするのか、または広範囲に被災をすればですね、そのエリアをすべて被災度を認定をすると、そういうような方法もありますので、今言われましたスマホによる写真の認定。それは写真の撮影方法、その他また、壁によればクラックがどれだけあるとかですね。クラックの幅が1メートル以内にあるとか、そういうふうな認定基準もありますので、単純にそのクラックのアップの写真とかじゃなくて、全景の中でこの部分がどういうふうになっているか。そういうふうな詳細が分かる写真が提供されれば、その写真で判断ができますが、なかなかそういう部分部分の写真では判断がしかならない場合がありますので、そこは提供していただく資料の内容によって変わってくると思います。

以上です。

議長 (山崎正男君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

まあそうですね、この証明書を簡単に発行できるかといったら、そう簡単にはならない。

でも、今課長が言われたように、なるべく全壊、半壊の方に持っていきたい、一部破損じゃなくて、そういうふうに持っていきたい気持ちはあるんですが、明らかに一部破損と分かっている場合はですね、スマートフォンで撮り方もあるし難しいでしょうが、自己判定方式といいますか、それをやると早く罹災証明が発行できる。それはもう手が足りませんので、大きな地震が起きたときは、現地調査の手間も省けますし。だから、そういう方法もあるんだよということで、一定住民が知っておくことは、私、大事じゃないかなと思うんです。

というのは、今皆さんかなり皆さんスマホを持ってる方が多いですので、一部破損して何ともならぬ、早く何とかしてほしいというときには、こういう方法があるんだということで、またなんかの折には、そういう注意書きも含めながら、住民にお知らせしていただけたらなと思います。

罹災証明についてはこれで終わりますが。

次に、がれき処理について1点だけお聞きします。

大雨洪水、土砂災害が起きますと、がれき処理もまたこれ大変なことですよ。土砂でつぶれた家や、水に浸かってしまった畳とか家具ですよ。それから流されてきた車、流木等々。これらの処理には、もう災害廃棄物処理計画、そういうものが必要だと聞きました。

災害廃棄物処理計画は黒潮町ではどうでしょうか。そのような計画はできておりますでしょうか。

この点だけ、ちょっとお聞きしますが。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、災害が起きた際の災害ごみの対応について、通告書に基づきお答えします。

平成23年3月に発生しました東日本大震災に代表されるように、地震による災害は被害が広範囲に及び、ライフラインや交通の途絶え等、社会に与える影響は非常に大きいものです。さらに、津波堆積（たいせき）物を伴う混然一体となった災害廃棄物の処理の問題は甚大で、震災からの復旧、復興の大きな障害となりました。そのためには、被災後、速やかに被災現場からがれき等を撤去し、適切かつ迅速な方法で処理をしていくとともに、避難所からのごみ、し尿処理の問題等に対して、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

黒潮町においては、国が定めています災害対策基本法、ならびに大規模地震対策特別措置法に基づき、平常時における事前対策、ならびに災害発生後の各段階に応じた応急対策、および事後対策についての基本的な方針を示して、災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理を確保することを目的として、本年3月に黒潮町災害廃棄物処理計画を策定をしています。

発災後の業務概要は、黒潮町業務継続計画に基づき対応することとなります。

まず、発災後3日以内、第2フェーズでは、し尿処理対策の計画、実施支援の調整ならびに大きな事業所の被災状況の調査。

第3フェーズ、14日以内では、災害廃棄物の概数の推定を行うとともに、収集業務の委託体制の構築を行い、収集業務を行っていきます。災害廃棄物は一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理および清掃に関する法律により分別することが義務付けられています。災害ごみが一次仮置き場所へ分別されないまま集積されていることにより、最終処分場へ搬出できない状況を、マスコミ等を介して見聞きます。

いち早い復旧、復興につなげるためには、行政だけではなく町民の皆さんの協力を得ることが不可欠であります。そのことから、仮置き場所や仮設焼却施設の設置ならびに最終処分場の新設など、施設整備の必要性について通常のごみ出しについても分別収集を行う等、住民意識の醸成を図っていきたくと考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地議員にご確認します。

2番のごみ問題に入っておるがですかね。

（宮地議員から「まだですよ、1番」の発言あり）

まだながか。今、答弁がどうもごみ問題の答弁やってみたいで。

（宮地議員から「ごみ問題につながりましたが、がれき処理でした。いいですか」との発言あり）

はい、どうぞ。

9番（宮地葉子君）

何聞くか忘れちゃって。

災害廃棄物処理改革っていうのが、もう3月に策定したと今答弁がありましたので安心しました。

今、課長から答弁が詳しくありましたけど、そういうものがないとスムーズに処理ができにくいというのはよくニュースで流れてきましてですね。本当に大変だなと思ってました。甚大な被害のときには特にですね、そういうことが引っ掛かってきますが、策定してるということでしたので。

それで、そのときに課長が次の質問につなげてくれたような、日ごろのごみ分別も考えて住民の協力が必要だということでしたので、1問目を終わらしまして、2問目のごみ問題に移ります。よろしいですか、議長。

それでは2問目のごみ問題に入っていきます。

ごみの問題については、2年前の12月議会と、今年の3月議会で質問をしております、今回で3回目になります。2年前にこの問題を初めて議会で取り上げたときも、それから今年の3月議会で取り上げたときも、今回もそうですが、それぞれ違う地域の住民の方から切実な問題として相談を受けたのがきっかけです。

2年前に質問をしたときから、行政もごみ問題は重要課題としてとらえておまして、そのときの答弁は、準備があるから2年間待ってくれということでした、大変積極的な答弁をそのときもいただきました。それを受けて今年の3月に質問をしたときに、一定の方向が出されておって、住民にとっては大変ありがたい取り組みになっていて、行政も一生懸命やってくれているんだなということは分かりました。

その上でなおかつですね、今回質問を出したのは、ごみ問題で困ってる住民は1万1,000人あまりの町民全体から見るとまだまだ少数派かもしれませんが、毎日の暮らしで、さまざまな理由ではごみを出せない。しかし、生活をすればごみが出てくるわけですね。そんな住民が目の前に、あっちでもこっちでもおるとすれば、役場は一生懸命やってくれているのは分かるんだけど、現状に迫いついてないじゃないんじゃないかな。対策のスピードを速めないと、毎日の暮らしに困っている人がどんどん増えるんじゃないかなと、そういうふうに私が思ったからです。

ごみ問題は、住民がぜいたくな暮らしを望むわけではじゃないですが、住み慣れた地域で、いつまでも人間らしく生きていくためには、広い意味での衣食住に含まれる生活必須条件だと思います。

ごみ問題は、困っている住民にとっては待ったなしの問題で、これは究極の福祉課題だと思って、私今回も取り上げました。

最初にカッコ1ですが、前と同じですけど、現状を行政の方はどうのようにとらえているでしょうか。

お尋ねします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、ごみ問題についての現状をどのようにとらえているかについて、通告書に基づきお答えします。

高齢者のごみ出しをめぐる課題は、ごみ出しが困難でありながら、必要な支援が受けられない高齢者が増加をしていることにあります。高齢者のごみ出しをめぐる課題の構造として、1つ目として、黒潮町の全世帯のうち約5分の2が高齢者のみの世帯で、うち約4分の1が高齢者の単身世帯で、その割合は年々増加をしています。

また、介護保険制度の要介護、要支援認定者は、平成28年度は814人、平成29年度は857人で、年々増加しており、高齢者のみの世帯も比例して増加していることから、老々介護の状況が深刻になっていることが想定をされています。

2つ目として、ごみ出しの現状把握をするために、昨年、区長さんならびに民生委員さんにご協力をいただ

き、アンケート調査を致しました。回収は、地区は61地区のうち46地区、75.4パーセント。民生委員さんからは、52名の方のうち44名の方、84.6パーセントの方から回答を受けました。アンケートの内容は、ごみ出し支援が必要な世帯の有無について。その問いに対して、あると回答した地区は15地区あり、今は必要ないが将来的には必要と回答した地区は6地区ありました。

また、ごみ出しができない理由の問いに対して、ごみステーションが遠いと回答した地区が10地区あり、意見として、家族や親せきなどの支援が得られないと回答した地区が11地区ありました。このことは、かつての多世代が同居する家族では、若い世代が高齢者の生活を家庭内で支えていましたが、核家族化により家族などに頼らない、高齢者のみの世帯の増加により、ごみ出しを自分自身がせざるを得ない高齢者が増加し、高齢者の体への負担が非常に大きくなっていると思われます。

3つ目は、昔は地域のつながりの中で行われてきた地域コミュニティーが希薄化していると思われます。高齢者のごみ出しをめぐる課題は、かつて存在していた自助、共助が機能しなくなったことで顕在化してきているものととらえています。

なお、アンケートで、今後貴地区でのごみ出し支援を行う組織化についての問いに対し、組織化したいとの回答された地区は16地区ありました。思わないと回答した地区においても、今後の組織化の必要性は感じているが、具体的な取り組みが分からないとの意見も出されていて、町としては、組織化の方法についても支援を行っていく必要があると思っています。

以上のことから、町としては、今後高齢化によるごみ出し困難を抱える高齢者の支援について、自助、共助、公助の組み合わせをしながら、地域とともに支援施策を実施していくことが必要かつ大切だと認識をしています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

黒潮町では、もう全世帯のうち約5分の2が高齢者のみの世帯になっている。そして約4分の1が高齢者の単身世帯で、その割合は年々増加しているというようなこともありました。現状としては、ほんとにこれからごみ出し困難者がどんどん増えていく。あちらにもこちらにもどんどん増えていくという現状にあるというふうに、行政の方もとらえてると思います。

それでいろんな、区長さんや民生委員さんにもアンケートも取ってくれておりまして、既に回答も出ておりますよね。そして、区長さんにはそのアンケートを基に町の考えを提案してくれてると思いますが、その提案後、何か進んだことがあったらお尋ねしますね。

ごみステーションを増やすのに、6月議会で、5万円を限度に10カ所分の予算50万円がつかまりました。この提案は積極的に受け入れられて、具体的に進んでいる地域は現在出てきたでしょうか。これですね。

それと、もう1点。3月議会の答弁で、今の現状にもありましたけど、ごみの場所が遠いだけじゃなくって時間帯を広げていただきたいとか、前の日からごみを出していいということになったら、朝早く出すの間に合わないとか、遠方の子どもさんが積んで行くけん前の日に出してくれるとか、そういうふうに条件を考えていく。ヘルパーさんが出してくれる場合も、なかなかヘルパーさんがその時間に来れないということでは、ごみの時間帯を広げていくというようなこともありました。これも地域住民の合意がないと、区長さんだけの判断ではなかなかできないんです。

これはどうでしょうか。一步前に進んでですね、地域でその後、じゃあ時間帯を前の日からやろうかね、と

いうふうに進んでる所があるんでしょうか。

この2点についてお尋ねします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、その後の町としての方向はどこまで進んでいるかについて、通告書に基づきお答えします。

先ほど答弁しましたように、現状認識の下、今年度から、自助、共助、公助の組み合わせによるコミュニティーならぬゴミューティー活動支援事業に取り組んでいるところです。

平成30年度は自助への支援として、黒潮町家庭ごみ収納庫設置費補助金を創設し、ごみ出し時間の弾力化を図るための、ごみステーションの増設および再整備の支援を。

平成31年度は、共助への支援として、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者の方のごみを、地区でごみ出し支援を行うための組織化を希望する地区に対し、運搬資機材購入費等への支援策を検討。

また、平成32年度以降は、時期は未定ですが公助の支援として、自助または共助でも対応できない高齢者等に対して個別収集等による支援を行う。

以上のことを、5月16日に開催されました区長会、そして6月29日の民生委員会で説明をしてきたところです。

なお、区長会では、施設の設置については地区の予算執行が伴うため、年末年始に開催される地区総会にて図る必要があるので即答はできないとの意見が出され、そのことから、地域からの申請は来年1月以降になると考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ごみステーションを増やすのも、それから時間帯を伸ばしていくのも、一挙にはなかなか進まなくて、初会っていいですか、部落の会でやっぱり話をしてからということになるので、来年度になるということでした。まあでも一歩前へ進んでおりますので、問題提起をしているわけですから、来年度になればもっと改善された地域が出てくるんだと思います。

それです、それは自助でできる範囲ですが。一番大変なのは、近くにごみステーションが新たにできたとして、あったとしても、前の日にまた出せるようになったとしても、時間変更してくれたとしてもですね、自分でごみ出しが困難な方たちです。高齢になって歩くのが困難になったとか、けがをしてしばらくごみが出せないとか、障がいがあるとか。理由はいろいろですけども、自分でごみ出しが困難になった方たちを今後どうするか。

まあ、これはできることなら近所や地域で、お互いさまの精神で助け合う共助の問題になりますけど、この点も3月議会で答弁をもらいました。答弁では、共助については地元で学習会や支援制度を行い、共助を行いやすい状況を作り出す取り組みを進めたいとありましたが、どうでしょうか。この問題というのも簡単に進まないようにも思いますが。どこまでいってるのかなというふうに質問なんです。

答弁があったから、それを行ってるかどうかで詰めてる訳では決してないんです。そうじゃなくて、お互いいい方法を考えて、現状困ってる人がいるわけですから、現状に追いついていかなきゃいけないという思

いからですね、行政は答弁しているわけですから、まず行政の提案を尊重して、その点どうなのかなというこ
とで、お聞きします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、今後の対策について、通告書に基づきお答えします。

先に答弁しましたように、複数の区長さんから、施設の設置については地区の予算執行が伴うため年末年始
の地区総会にて図るので即答はできない、との意見が出されています。

年末年始に開催される各地区の総会は、5月の区長会から時期が遠ざかっているため、12月に開催予定の第
2回目の区長会で再度説明をさせていただき、部落総会の議題として審議していただけるように対応を考えて
います。

もし地区からの設置要望がない場合は、町広報誌等で住民周知や、既に地区内での支援に取り組まれている
地区をモデル地区として選定し、また幅広く町内で活動されている婦人会などにも活動事例を紹介しながら、
町、地元、団体とともに働き掛けていきたいと考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

カッコ2の方と3の今後の対策としてですね、その点も含まれていたと思います。それはそれでいいと思
います。

一定、私と町の方も考えることは似たことがあるなあと。婦人会が出てきましたけども。そうですね、この
ごみステーションを増やす。それから、時間帯をいろいろ幅を持たせる。それだけじゃなくて共助の問題とし
ては、私がさっき聞いたのは、学習会や支援制度などはどうですかと言ったら、モデル地区を考えると
言われましたよね。私も実はそう思ってたんです。それで、答弁がなければモデル地域をつくって
ですね、しかも早急にやらなきゃならないなあとというような気持ちがあってですね、何かそのへんを
考えていただけないかなというふうには思っておりました。

というのがですね、防災の中でも地域コミュニティーというのは大変大事だというお話があって、結論はも
うごみ問題も、防災も同じところにありますよね。昔あった地域のつながりとか助け合い。その地域コミュニ
ティーを構築していく手だてになればいいなと思って、まず地域で話し合っただけのようにしてほしい
と思ったんです。でも、なかなかそうはならないので、モデル地域をつくってということでしたので、モデル
地域をつくってですね、ひとつやっていただきたいというのとですね。

今、婦人会が出てきましたけども、私の提案は、例えばですけど老人クラブはどうかなと思ってます。

というのはですね、婦人會も受け付けますよ。いいんですけど。老人クラブは、元気な若い人たちよりも切
実さが身をもって分かりやすいかなと思います。問題提起をして意見を聞く。広報も皆さんと一緒に考えて聞
いてみる。行政とともに、住民も一緒になって方策を考えないと、それは必要じゃないかなと思うんです
よね。共助を育てていくには、だから、そういう提案をしていただきたい。

というのがですね、先日、婦人會では少し私話を提起したんです。役員会でしたけど、広い意味での役員
会ですけど。ごみ問題を皆さんに投げ掛けますとですね、皆さん、いずれは自分の問題になるという思いもあ
るし、自分の既に友人とか知人がですね、そういう實際困ってるという話を聞いてると。いろんな意見が出さ

れたんです。

こういう問題提起をして、みんなで考えて、方法はどうか、どうした方がいいかねということですね、そういう場所を。婦人会もそう、老人クラブもそうですけれども、共助の芽を育てていくということは大変大事ですので、そういうことをもっときめ細かくやっていただきたいと思うんですが。

例えば老人クラブを挙げましたけど、その点はどうかね。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

先ほど言いましたアンケートの中にもですね、現在取り組んでいる事例もあります。その組織につきましては、老人クラブを中心に組織化をして取り組んでいるということでした。

議員が言われますように、みんなで考えて、どうしたらいいのか共助の芽を育てていくためにも、町としては地区内で共助の取り組みをされている地区、そこをどうやって伸ばしていくかということになってきます。そのために、今事例で言われました老人クラブ。元気な高齢者による支援グループの組織化。そういうこととか、一定のそういう組織に対する支援ができないかとか。資機材等ですね。そういうふうなことも含めて、共助としての町としての支援を考えているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

老人クラブって一つの名前を挙げましたから、誤解があったらいけないんですけど、いろんな団体ということで挙げました。

それで、元気なお年寄りがお話に乗ってくれるということだけじゃなくてですね、私が一つ提案してるのは、例えば老人クラブと言ったのはですね、老人クラブがもっと身近に感じるだろうと。婦人会もそうですけど、感じるので出したのであって、もちろん若い人の中にもこの問題は話していかなくやなんないですけど。まず、自分の問題としてみんなが考えてもらわない限り、なかなか共助というのは育たないだろうと思うんです。意識を育てるんだってこう簡単に言ってもなかなかこれが育たないのが今の現状で、共助がどんどん薄れていってる。地域コミュニティーがどんどん薄れていってるのは、もうこれ時代的なものですよ。昔はすごくそれは濃かったんですけど。ですから、モデル地域をつくってそういう話を部落の中で始めてほしいし、いろんな団体に始めてほしいということです。

それですね、大きな組織、今言うたような老人クラブだ、婦人会だという大きな組織も大事ですけど、それだけに頼らないですね、今ある小さな組織も、そういう集まりも大いに活用して、住民にその問題を投げ掛けてはどうかと思うんですね。そういうふうにして、今後のまちづくりには大事なプロセスじゃないかな。投げ掛けていくのは。そのきっかけはごみ問題だというふうにやればですね、積極的に行政もそこで打って、今考えはありましたけど、積極的にそういう考えで打って出てほしいと思うんですけど。

例えばですね、これふれあいサロンです。ふれあいサロンは町内でも毎月のように、どこかの地域で行っております。町から、参加人数によりますけれども7,000円の補助が出ます。地域でふれあいを楽しみながら、健康の話とか、栄養士さんの話もありますし、健康相談も行っています。警察から、振り込め詐欺の話も聞きましたし、認知症のテストも受けました。もちろん防災の話も、ふれあいサロンでは何回かありましたし。こ

こです、ごみ問題について生の声で、実際現状を把握するのにごみ問題を提起してですね、みんなの考えももちろん聞いてほしいですし、こうしてもらいたい、いや、こうしたらどうだろうかという。いやいや、今はなかなかねとか、いろいろあると思うんですが。そういうふうに、自分の問題として考えていただくような取り組みをしてほしいんですね。

ふれあいサロン、私、うってつけだと思うんですが。そういうような考えはいかがでしょうかね。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、宮地議員のご質問にお答え致します。

各地域でのふれあいサロンをずっと行っております。そこです、ごみ問題についてもですね、いろいろと生の声も聞いて、その地域がどうなっているか状況を話しながら、また今後どのように対応していくかということを出していきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今言いましたようにいろんな所で、ごみ問題はもうみんなの問題だし、防災もずっといろんな所でやりました。それと同じようにごみ問題もほんとに大事な課題なので、話し合っていて、みんなで考えていくということが、そういう意識をまた増やしていくんじゃないかな、助け合いの感じも出てくるんじゃないかな、ということで、町もこうしてますよということを話し合ってもらいたいと思ったんです。

それです、公助の問題です、自助、共助、公助ということで。

公助の収集についてまず、先ほど、3月議会もそうでしたけど、まず自助を育てて、次に共助を育てて、その次に公助に手をつけるというような、ちょっと段階的な考え方もあったかなと思ったんです。現状に追いつくためには、この段階論だけではなくて、できる範囲で同時進行で進めていくのが大事じゃないかなと思うんです。何でも先に公助が出るとですね、地域で助け合う共助が育たないんじゃないかなという、そういう懸念もないわけではありませんが。

例えば、有料ボランティアの提案とかですね、ボランティアさんで賄い切れない困難な家庭を訪問して集めるのに、シルバーさんなんかをお願いするとかですね。自助、共助で対応できない世帯への対応も。先ほど答弁も少しありましたが、一緒にですね、共助でもこうなんだけど、どうしてもできない人は役場もこういうことも考えてるんだよと。皆さんはどうですかというようなことを、同時進行で一定進めていかないと、今の状況に私は追いつかないと思うんですが。

この点はどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

議員が心配をされておられますように、地域によっては、全く支援組織ができない地区もあるかと思っております。その中で、先ほど例えばという話でさせていただきましたように元気な高齢者の方もいますが、それ以外にも、その大きな地区全体の組織ではなくて、各地区によっては各班とかいうように分かれています。その地区が、

分かれている班の単位、または小組合とか、そういうふうな地区の中のまた細分化された組織がありますので、そちらの方にも声掛けをする。または、今、提案のありました有料ボランティアではないですが、そういう班の中で支援組織ができればですね。そちらの方への支援。まず、そこらの地域内での、先ほど言いましたゴミニュートン。地域コミュニティじゃなくて、ごみのゴミニュートン。地域ゴミニュートンをどういうふうにやっていくかと。そういうふうなことを、まず地域の中で考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私たちも一緒に考えていきたいと思うんです。一挙にはなかなか進みませんが、防災と同じようにじわーっとそういう意識を上げていくということが大事だと思います。

で、最後に町長に伺いますけど。

毎日の暮らしに不自由で困っている住民が増えつつある、このごみ問題ですけども。それは高齢化が進む地域では、どこの自治体でも喫緊の課題だと思います。

ごみ問題は、最初に言いましたけども究極の福祉だと、私は思うんですが。町長はこの問題、どのようにとらえているのでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、答弁させていただきます。

これまでの答弁とも重複すると思いますが、地域福祉課題の重要なものであるという認識は、僕だけではなくて組織総体として持っているところです。

それから、答弁ちょっと補足させていただきますと、段階的なくだりのところで、一緒にというようなお話いただきましたが。イメージ的には段階的なイメージ持っていますけれども、とにかく自助機能とか共助機能をお話するときには、それぞれか一つを取ってのお話にはなかなかありません。従いまして、協議の場では、自助、共助、公助すべてが話し合われているといったことをまずご理解いただきたいと思っています。

それから、ごみ問題は、地域福祉課題の中でも最たるものの一つであるという認識があるというのは、答弁させていただいたところです。

それ以上にですね、今、自分たちが進めています地域福祉ネットワークですね。あったかふれあいセンターを核とした。これ、職員の皆さん、相当数地域に入られていて、本当に地域の実態を一番ご存じなネットワークだと思います。しかも、入る頻度が非常に高いので、リアルタイムで情報が挙がってくるという特性があります。従いまして、そういう中でどの問題が今喫緊の課題で、どこにとにかく緊急的に手をつけなければならないのかというご提案をいただける団体を有しているというのは、うちの町の非常に強みじゃないかなと思っています。

その中でも、やっぱりごみの問題が出まして、何らかの解決策は講じなければならないんですけれども。恐らくですね、何か一つの制度をもって、ごみ問題がすべて解決できるということにはならないのかなと。自助で、自助だとあまり手出しせんでもかまなかと思うんですけど。

例えば、共助だけでじゃあ補えるのか。あるいは公助だけで補えるのか。きっとそういうことにはならないと思います。それぞれの地域特性で一生懸命お話をいただいた上で、共助を選択される所はしっかりとその共

助の選択をご支援させていただく。しかしながら、理想とやっぱり現実の目標とはやっぱり乖離（かいり）があるところをごさいますて、どうしても共助機能で対応ができないという所は、それは当然のことながら公助でしっかりと支援をさしていただきながら、毎日をお暮らしの住民の皆さんの生活をしっかりと下支えしていくという方向性に、これまでも、そして今後も一切変わりはありません。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町長の基本的な考え方は分かったんですけど、私が一番最初に言ったのは、今の現状とやっぱり役場の把握が、まだまだ乖離（かいり）があるんじゃないかなということ。

まあ地域福祉ネットワークがあって、そういう情報網を持っているということは大変強みですが、まだまだ困っている人がいっぱいいるのに、その急いでいる人がいるのに追いついてないという思いが、私にはあったんですよ。だからそこを考えた場合、一挙にはなかなか解決しませんので、こういうときにとらえながらやっていくということで、町長はどのようにお考えかなということをお聞きしたんです。まあこれで、答弁あったらですけど。なければもう。どうですか。

そしたらまあそういうことで、地域福祉ネットワークも活用してですね、そして、もう本当に福祉問題として町全体も考えているし、喫緊の課題だということで、町民みんな考えていかなきゃなりませんので。

それで、私の今日の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、午後 1 時 40 分まで休憩します。

休 憩 12 時 08 分

再 開 13 時 40 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

それでは一般質問をさせていただきます。

私が今日お伺いしたいことは、南海トラフ地震を踏まえたまちづくりの計画についてということで、2 項目に分けてございます。

まず、カッコ 1 の方からお伺いします。

2011 年、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震発災後、本町には思いもよらない南海トラフ地震による災害想定が公表されました。

このことによって本町はまちづくりの計画を大幅に見直すことが求められ、発災から 7 年という期間が過ぎまして、防災に強いまちづくりを本町は進めてきたと思います。

この間を振り返ってみて、過ぎてしまえば本当に全国から注目を集める官民挙げての防災の取り組みを取り組む町として有名にもなったような気も致しますが、これまで町政を任された町長の苦悩や葛藤を思うとき、その重責をよく果たされたとは思っております。そしてまた、職員をはじめ町民の皆さんがそのリーダーシップに付いてこられて、一生懸命現在も頑張っているという本町の様子を見ますときに、本当に町の自慢として

私も感じているところです。

そして、こういうふうなことを踏まえて今、本町の状況には、災害に負けるということだけではなくて、それを逆手に取った缶詰の製造の販売の事業を進めるとか、それから防災関連で関連事業が進めて避難道やそれから避難タワーを造ったり、それから長年待っていました国道56号大方改良バイパス、それから高規格道路の片坂バイパス事業の近々の開通など、本当に目に見えた進ちょく状況が表れております。

ただ、その反面、今後30年の間に大地震に見舞われるであろうという本町への確率というのは、年々増しているという状況にありまして、防災や特に減災についての施策、それを踏まえたこれからの将来に対するまちづくりについて、今考えておくべき時期に来ているのではないかということを思いまして、そのことを町長にお伺いしたいと思います。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは坂本議員の、まちづくりについてのご質問にお答え致します。

テーマが非常に広範でして、基本的にこう思うというようなことを通告書に基づいて答弁させていただきまので、不足ございましたら再質問で掘り下げていただければと思います。

まず、最も基本であって最も重要であると思っているのは、災害に向き合う姿勢であります。これまで衝撃的な想定が示されて以降、主に津波防災を主軸に進めてまいりましたが、一貫して住民主体の防災であるべきだというスタンスを取ってまいりました。想定があまりにも衝撃であったことに加え、今振り返ってみますと、私自身ももちろんのこと、行政組織総体として防災の本質を必ずしも深く理解できているとは言えない状況から、解決策を模索してきたというのが実際のところではないかと評価をしているところです。

これまでの防災の総括には慎重を来さなければならぬところでございますが、それぞれの取り組みに濃淡はあるとしても、少なくとも行政に丸投げの防災ということにはなっていないと確信をしています。当初と比べ、個人での備え、各地区での取り組みも充実してまいりました。この場をお借りしまして、これまでの各地区の取り組みに敬意を表するところです。その上で、今後これまでの流れを引き継ぎながら、住民主体の防災をまちづくりの機軸に据えたいと思います。大規模災害を想定した際に、行政、また行政のこの公助、この限界を痛感するところであり、いかに自助、共助、公助の最大化を図るか、これがテーマです。

これまで何度も地域に入らせていただいて進めてまいりました防災のワークショップでの議論を通じ実感を致したのは、それぞれご自身のことだけではなくて、地域でお暮らしの、例えば高齢者の方のことなど、本当に心配されているということです。当初は、わがこと感としての認識が甘く、よって他者への思いが先行しているのではないかと危惧（きぐ）をした時期もございましたし、今でも実際にそういう評価も少なからずあり得ると思っています。しかしながら、これまでの各地区での取り組み等で、要支援者の避難について配慮された避難訓練等が実施されておられたり、あるいは、具体的な取り組みまでは及んでいなくてもワークショップでは必ずそういうご意見をいただきます。また、これまで実効性の高い防災を推進していこうとすると、必ず人間の本質、特性に沿ったものでなければそれは単なる理論であって、長続きもなければ結果に結び付くこともないと考え、各種対策を進めてきたところです。

これらを踏まえ総合的に考えますと、他者への配慮は決してわがこと感の欠如や希薄さから出てくるのではなくて、人間としての本質特性であると確信をしています。災害はその種別を問わず、対応策としての避難行動が困難性を伴うことは、これまで繰り返しここで答弁させていただいたところです。東日本、そして今回の西日本豪雨災害でも、的確なタイミングで避難していれば助かった命は多数ございます。正常性のバイアスとい

う環境下にあつて、避難行動を開始するというのは決して容易なことではありません。しかしながら、他者への配慮がご自身の避難行動のトリガーとなり得るのであれば、結果として自分の命を守ることにもつながり、それが黒潮町の防災の進むべき方向性であり、まちづくりの姿です。

地域コミュニティの希薄化が叫ばれる中、確かに以前と比べそういう傾向はあるかもしれませんが、黒潮町にはまだまだ誇るべき地域のつながりが残っています。この地域のつながりこそが黒潮町そのものであるのと考えておりますし、まちづくりの基軸です。併せて、防災減災にはハード整備を持って備えるということも大変重要です。これまでは、そのときにいかに人命が確保されるかに主軸を置き、避難道路、一時避難場所の整備を進めてまいりました。今後は、助かった命をどうつなぐかの取り組みを強化してまいります。

これまで各地区から要望が多かった一時避難場所の環境整備について、すべての個所をということにはならないかも分かりませんが、可能な限りの整備を進めてまいります。併せて、大規模な防災減災インフラの整備については、国を挙げて防災が叫ばれる中、必ずしも制度的、財政的に担保されていることにはなっておらず、また恒常的な防災対策の予算措置がされておらず、黒潮町にとりましての選択枝は限定的です。引き続き国に要望を挙げてまいりますとともに、防災が一つの争点となっております今回の総裁選挙にも注目をしてまいります。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今、町長の発言の中にあつたんですけど。本当に自助という部分、そして各地区が自分たちのこととして、それから他者のことも考えながら防災に取り組んでいくという姿勢は、本当にここ何年間かの取り組みではぐくまれ、そして強固なものへと私も発展してきているし、どこにも誇れる取り組みであると私も思っています。

実際、被災を想定される地域だけではなく、自分たちの所は浸からないかもしれない、津波は来ないかもしれないけど、でも私たちは、その役割があるという自主防災計画を進めておられる地域などがあることを考えますと、本当に素晴らしい地域づくりができてきたのではないかなと思っています。それは、やはり自分たちの努力、地区の努力がまず第一にあるものだと思いますので、それはもう今からもこれからも、ずっと続けていくべきものだと私たちも考えています。来るその日に対して、私たちが後悔がないような、そういう取り組みを自分たち自身がしていくというこの姿勢はこれからもずっと貫いていきたいと私も思っています。

そして、ただですね、私が思っているのは、ここに書きました南海トラフを踏まえたまちづくり計画についてという題材ですけれども。このことは、その先にある未来の町をどう描いていくかということにもつながっているのです。町の、ちょっと後半にあります、町の缶詰の製造販売や防災関係の事業、それから国の道路やさまざまな事業が今日の前に成果が出てきているという文面がございます。ここに私が込めました思いといいますのは、自分たちが自分たちを守る取り組みはする、でももし万が一、その30パーセントがだんだんだん身近になってきた、これからの将来を考えたとき、私たちは被災後どんな生活ができるのか、どんなまちづくりを目指していくのかということをそろそろですね、少しずつ話を始めていったらいいのではないかと思います。

といいますのは、いろんな大きな事業があります。先ほど町長がおっしゃってましたハード事業に対しては、なかなか黒潮町のような財政の乏しい、自主財源の乏しい所では事業をどんどんどんどん進めていって、単独で事業を打っていくということはできません。もう、もちろんそうですし、交付税に頼りながら、補助金を頂きながら、そしてなるべく自分たちの財源を減らさないような形で、今最大の予算の中で、防災から地域づく

りからの事業を進めていただいておりますけれども、これから先もやはりその体制というのは変わることはありません。

ただ、私たちはもっと先にも備えておく必要があると思います。そのことについて考えたときに、いろいろな大型事業、特にいろんな関連がある国や県や全国的な中からその事業を勝ち取ってきて、自分たちの地域を支えていかなければならない、そんな基盤というのを作っていかないといけないと思うんですけれども。それについては自分たちの地域だけではとてもかなうことではありません。国の力を借りたり、県の力を借りたり、それから町長は前回、私が28年の3月に質問させていただいたときに、民間の力を借りながらも地域の住宅問題や、それから宅地問題などにも取り組んでいかなければならないということをおっしゃってありました。私も、行政だけではできないこともたくさんあります。ただ、やはりその基本となる計画というのは、やはり行政を中心として、皆さんの意見を聞きながら準備をしていかなければならないのではないかなと思っています。

といいますのは、私たちも何度か東日本の被災地に行かせていただいて、その関係者のお話を聞きますけれども、早いうちから、やっぱりもし被災をした後どんなふうな復興をするのか、やはり少しずつ考えていくことが大切ですよということもお伺い致しました。また、その被災をした方々の救援をするときに、やはりさまざまな障害があるということも伺っています。そういうことを少しずつクリアにしていって、安心してその被災後の生活を想像しながら防災に向かい合うという姿勢が、今からは必要ではないかなというふうに感じています。

町長はこの間、この前もおっしゃってましたし、今回の議会でも説明があったと思いますが、一定の避難経路の確保、避難道の整備300本ほどありましたよね。その整備についても大体が終わってきた。そして一番浸水するであろう地域の避難タワーについても、6基ができて少し地域の状況も変わってきた。5基やったかね。

そんなときにですね、これから先を見据えた計画というのは、これは住民だけでできることではありません。公共事業というのは、本当に目の前に現実になってきたときよりもはるか彼方、昔からですね事業というのは起こっています。そして、その時代や予算やそんなことに振り回されながら、その実際目の前に現れたときは一体この計画はいつからやられていたんだろうというような状況の事業が目の前に上がってくるわけです。昨日思ったから今日できる、1カ月前ならできるのか、半年前ならできるのか、そんなものではありません。誰かがどこかでこの事業をやっておくべきじゃないか、そんな計画をしたことが5年、10年、20年、もしかすると30年たつかもしれない。でもそんな事業が今、目の前に現れてきています。要は、今の事業の成果というのは、先人たちが私たちに残してくれたものです。

ですから、今私たちが考えておかなければならないのは、これから先の未来をどう築いていくか、その礎をどう考えるか。被災してからではなかなか考えられないということを聞きました。私たちの町には、今こうした自分たちの町のこと、自分たちの地区のことを自分たちで考えていこうという気持ちをたくさん持っている方がいらっしやいます。ですから、今の段階からそういう計画を始めていくべきではないかなというふうに私は考えて、そのことに対する基本的なお考えをお聞きしたいと思っています。

再質問です。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

種々ご指摘をいただきまして、答弁漏れがないように答弁をさせていただければと思います。

まず、まちづくり全体構想のいわゆるハードの部分の少しご指摘いただいているのではないかなと思います。先ほどの答弁でも少し申し上げましたが、残念ながらこれだけ防災が国を挙げて叫ばれる中で、制度的、財政的に、じゃあ東日本前と後でどれだけ大きく変わったのかというと、僕はさほど大きく変わっていないと思っています。

ただし、緊急的に命を確保するための施策に対する財源、こちらの方はかなり厚みを増してきたのは事実です。それを利用させていただきまして、黒潮町は避難インフラを整備してきたと。これの一定のめどがこう見えるようになりまして、議員からご指摘いただきましたように、全体の計画、計画とまでいくかどうか分かりませんが、実際に情報防災課長等に被災地に視察に行ってくださいまして、かなりの意見交換をしてきていただきました。

被災地の方からご指摘いただいたのは、個別の具体的な計画が実効性があるものになるかどうかは非常に疑問であると。ただし、構想は持つておくべきでしょうと、こういったご指摘をいただいたところです。恐らく議員も同じ趣旨でご指摘いただいているものと思ひまして。その指摘の趣旨に基づきまして答弁をさせていただきます。

まず、その必要性でございます。

これ、時間的な制約を、やっぱり議員ご指摘のとおりあります。大きく危惧（きぐ）しているのが2点。

一つは、いざ起こってしまつて復旧、あるいは復興の計画づくりに時間を要する。この要する時間のために、例えば生活の拠点が黒潮町外に設けられ、それでかなりの時間経過をし、そちらの方で生活拠点が生まれて、実際、復旧復興フェーズで黒潮町にお帰りいただけるのかどうなのか。これは被災地どこでも抱えている問題でございます、だからこそ早めに措置をするための事前の構想が必要です。これがまず第1点です。

それからもう一つは、何はさておき、もう災害起こりまして復旧入りますと、何よりも最優先して自分たちが求められるのは生活復旧です。この生活環境を、もういったん仮設住宅にご入居いただきましたからとか、あるいは、災害公営住宅にご入居いただけましたから生活が復旧が完了しましたということにはなりません。

従いまして、事前にどういった課題があつて、どういうところにどういった課題が生まれて、それに対応するための施策としてはどう施策体系として整理しておくべきなのか。この構想自体を持つておくべきです。

ここまで答弁させていただきましたが、根本的なことがございまして、この各種構想、あるいは計画の策定についてはこれまでも議会からたびたびご指摘をいただけてきたところです。その際に、とにかく命を守るインフラ整備をまず優先させていただきたいということで答弁をさせていただいてまいりましたが、もう1点ございます。

これは、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、必ずしも自分たちがその災害の本質でありますとか、あるいは防災でありますとか、あるいはその被災後の対応、これらの本質を重々自分たちが本当に理解できているのかどうなのか。まず、その自信がなかったというのが第1点です。

今でもまだ、その本質を理解できているとは思えず、これから構想策定に当たりましてはどうしても被災地にお伺いして、被災地の皆様のご意見を多数賜ること。そして、現地、つまり黒潮町のお暮らしの住民の皆さんが一体どういったご意向を持たれていて、どういった個別のご意見を持たれているのか。この抽出も必ず必要な作業になってまいります。従いまして、スタートしましても、短期間ですべての構想が整うということにはなりませんけれども、まずは個別のところを手が出せるところから出していきながら、全体の生活復旧に至るまでの構想、この策定を何とか視野に入れることができるところまで来たなというのが実感です。

従いまして、これまで大変、議会からもたびたびご指摘をいただきながらお待たせをしてきたことと思ひま

すが、これからはそういったことを視野に入れて、少し構想、構想段階から入ってみたいと思います。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今、町長の方から構想というお話がありました。私もそれができるような時期に来たのかなというので、今またこの席に立たせていただいているんですけども。

前回、私住宅問題なんかについてもやったときには、まだ、そのときは少子化といいますか、人口減という話から入ったんでしたけれども。災害も含めた、これからの地域づくりとしての住宅開発なんかも考えていくことはできるのかもしれない。それがまた大切な事業になるのではないか、ということを町長もご発言されていました。

やはり、まちづくりっていうのは、やっぱり住民があつてのまちづくりですので、やっぱりその実感を伴った進め方というのもとても私は大事なんだなというふうに考えています。ただ、今私たちがそう考えたからといって、それがすぐ実行されるわけではない。それは 10 年先、20 年先になるかもしれない。でも、やっぱり今みんなで、今考えられることを考えておくんだという姿勢を地域の皆さんと一緒に共有していくということが、わが町にとっては大切ではないかなと思います。

確かに、責任を持って防災に取り組んでいただいている職員の皆さんが現地に行っているいろんなことを聞き取りしてくださる、それも確かに大切なことですし。そのことをなくして将来的な構想も立たないわけですので、それは大切なことなのです。よく、まちづくりにはやっぱり地域の人、それからいろんな人たちの意見、まあ風の人だとか、土の人だとか、いろいろな形のことをまちづくりのことについてよく言われます。この防災についても、私はやっぱりそういう考え方というのは必要じゃないかなと思います。私たちも職員の皆さんに、町長たち執行部だけにこのまちづくりの基本計画、構想を任せていこうというふうには思っていないと思います。それは町民の皆さんがそうだと思います。

地域の方々のご意見を聞いていますと、町長が一番先の答弁のときにおっしゃったように、自分のことよりも本当に周りのことを思い、どうしたらいいんだろう、わがことを考える以上に周りのことを考えていらっしゃったような、その防災のワークショップに取り組んできたというところを見るとですね、やはりそういうその地域性という素晴らしいところが出ています。こういうときに、やはり将来私たちが、もしこの町が壊滅的な状況になったとき、一日も早く後世の人たちが復帰できるような、そういった計画を今からこう少しずつ、一気ににはできませんので。特にハードな面なんていうのはなかなかお金がないので、一遍に何を作る、かにかを作るといっても無理です。でも、思い描くことは私たちにはできます。そういうことを少し考えれる時期に来たのではないかなということなのです。

最初のころ、地区で防災の計画を話し合ったとき、もう、とても地域の中はヒステリックなムードで、あれが要る、これが要る、水がないわ、私の食べるものがない、着るものがない、真っ暗になったらどうするの、そんなことばかりが話の中心になってきた時期がありました。

災害を本当に正確に知るというお話が先の宮地さんの話にもありましたけど、そういうことを知っていく中で、少し冷静に考えていろいろなところが見聞きできるような状態に、私たちはなってきたのではないかなと思いました。学んでいる、そして行動している。そのことが本当に地域の中で目に見えて、いろんなことに思いをはせられる環境に来たかなと思っています。

町長、どうでしょう。

そろそろですね、いろんな方々の意見を聞いて、将来のまちづくりにも考えたくはないし、そんなことに巡

り合いたくはないのですけれども、そのもし万が一のときに、やっぱり私たちはどんな町をつくるのか。例えば、被災して家が全部流されてしまったところにまた再建をするのか。それとも、今、東日本やってますよね。新しい土地を造って高台に移転をしたりとかってということがたくさんあります。それにはそれぞれいろんな問題があります。

そんなことをこう考えていくときに、今少しこうスタートラインに着いてもいい時期ではないかと思いますが。まだ私もはっきりですね、こんなふうにまちづくりの計画を進めていったらいいんじゃないかというようなご提言まではできません。

ただ、私は今、町長から地域の皆さんと一緒にもし万が一のとき、一日でも早い生活の復興を目指すためにみんなの知恵を借りてですね、こういうこと話し合いの場を持っていったらどうだろうかということをご提案いただけたらなと思っています。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ご提案いただいた趣旨は同様の認識を持っておりますが、繰り返しになりますけれども、それをコントロールするといいますか、自分たちがそもそもその素養が現在あるのかってところが大前提でございます。例えば、資源量の評価とかもですね、かなり法律の読み込みが必要になってまいります。自分たちはこう思うのに現実的にはこういった法規制がかかって、それを選択肢として排除されますよということが山ほどあってですね。そういったことをまず自分たちが、知見としてまず知っておく必要もあろうかと思えます。

つまり何を言いたいかという、皆さんと対応はさせていただいて、絵が描けましたと。ただし、まったく実効性がないものになっていますということでは、住民の皆さんにもご負担をおかけするばかりで何の実効性もないということになりますので。少なくともスタートするに当たっての素養をまず自分たちが身に付けておく必要があるのかなと、そんなふうに思います。

それからもう一つですね、大事なところなんですけれども。復旧復興もすごい大事なんですけど、必ずしも財政的、制度的な、現行では担保されていないとはいえ、自分たちが今まで国に要望してきたことはですね、僕は国民的に評価をいただいても何ら異論がない案件だと思っています。つまり、まだあきらめたくない要望させていただいた案件がかなりありまして。それを一つ一つ、できれば復興まちづくりで被災後にこれをやろうっていうスキームではなくて、実際にそれが事前にできないかっていうことも、あきらめたくないテーマがいくつもございます。そちらにつきましても突き詰めて、まだまだ国の方には要望していかなければならないと思っています。

従いまして、自分たちがまずそういった活動を通じてまず素養を身に付けること、そして住民の皆さんと一緒に話し合う場を設けて、できるだけ計画とまではいかないまでも構想としての実行性のある一定担保されるというめどがついてから地域の方に入らせていただければな、まあ地域の方に入らせていただくか、もしかすると代表者団体ということになろうかと思えますけれども。

そういった手順を踏みたいと思います。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

はい、分かりました。

この事業についてはなかなか一遍には答えをいただけるとは思っていませんでしたので、町長の今の思いも受けながら、私たちも私たちなりに考えていきたいなと思っています。

そんなことから、2番に移ります。

私の住んでいるのは芝地区ですけれども、その地区では自主防災の組織からということで、ワークショップをよく開催しています。そして、今は南海トラフでの現象が観測された場合に事前情報という形のワークショップなどをさせていただいています。そして、このときではないんですけれども、自主的な自主防災の計画というのも作ってまして、それがいろんな形でしながら今動いていますので、いろんな状況があるんですけれども。

その中で今年ですね、5月にうちの方に応援に来ていただきました京都大学の、旧の京都大学で学生さんをされていた方が、芝地区の地区防災計画というのをまとめていただきました。多分お手元にも配ったものだと思うんですけれども。その中で私たちは災害の予防ということと、災害の応急対策ということと、それから災害復旧と復興対策というような、4つの柱で話し合いをしました。これは私たちの地域の中の自主防災の取り組みのことなんですけれども。

まず、その災害予防については、新庁舎が冠水して道路の新設に伴って避難の方法や避難先が変わってきている所もあるし、また自主防災組織が独自に管理するような、その防災の避難場所などもやっていかなきゃいけないよということと。それから、災害対応策では、定期的に備蓄品の見直しや管理を行う必要があるねとか。それから、地域のイベント、3月から4月、お花見に合わせてローリングストックを今やっていますし。昨日、地域の敬老会があったんですけど、そこでも缶詰を使って料理の花を添えたというようなこともやらせていただいています。それから、災害の復旧の点については、今あります農村公園なんかを活用して防災レストランなんかできないかしらというようなアイデアがあったり。それから、庁舎の近くなので、避難してきた人たちに炊き出しで提供できるのではないかとというような、自主的な、こんなことも考えたらええねというようなことを、今、地域で話し合っています。

そして、1番ともちょっと関連するんですけれども。

その復興対策ということになったときに、まさにさっき町長がおっしゃったように、自分たちのことだけじゃなくて、高齢者の方々の移転というのは本当に移動というのは大変難しく避難も難しいと。それから、でも地域に若い人たちがいるし、帰ってきてもらいたいと思っているんだけど、まあ結婚とかそんなイベントをきっかけに高台に引っ越してもらって、自分たちの自主努力でできるようなことからまず始めていただいたらどうだろうか。私たちは、なかなか新しい家を建てて高台に移動することはできないけれども、若い方だけでもそこから先やっていってもらったらどうだろうかというようなことも出ました。

そんなことを勘案しながら、宅地を整備して入野団地を造ってほしいとかですね、こう要望になって大変申し訳ないような感じもするんですけども、これ意見ですので。それから、小さな小売店なんかも一緒に高台へ移転しても、できるところから少しずつ、もう何からでもいいから始めていったらどうだろうかというふうなことの意見も出ました。これは減災につながることだと思うんです。

大きなお金を町としては入れて、新しいことはできないかもしれませんが、その移住をする方とか、それから地域でまた新しい家を持ちたいと思っている方、そんな方々に何らかの方法で貢献することはできないだろうかというような考えがありました。私は、これはうちの地域の方々から出たことですが、多分地域全体の方が思っただけのことじゃないかなと思って、この災害復興にもつながる、減災にもつながる、とにかくできる人からできることをやっていこうじゃないかというような考え方、それもとて私はあるがたい考え方じゃないかなというふうに思いました。

ただ問題は、やっぱり町長も心配しているハード面です。

町長、先ほどおっしゃいました。被災してからのことだけを言うていくんじゃなくて、やっぱり被災する前に減災につながるようなことを国の中にも訴えていって、やっぱり地域を支えていく方法を作りたいということだと思わなければならない。そういうことについて、やっぱり地域の方々も望んでらっしゃるとい声は出てきていると私は思いました。

それですね、2番なんですけども。

地震や津波が発生し、壊滅的な災害が予想される本町で、住民の意識だけではまったく解決できないというのが先ほどのことです。で、一定こう災害や減災については一定の避難タワーですとか、タワーを造ったり、それから避難道を造ったりしてですね、ある程度ハード面が少し穏やかになった。そんなときに、特に住宅問題についてももう少し詳しく私はお伺いしたいと思っています。

この今あったように、地域の方々が自主的にでもそういうできることから対応していこうという方たちがやっぱりいらっしゃる。現実には、そういうことをもう既にやってらっしゃる方もおる。そして、これからいろんな形で大きな公共事業も入ってきたときに、また新しいまちづくりの基盤となるような高規格道路の事業等も入ってきます。

そんなときに併せて、やっぱりこの住宅問題について今からもっと掘り下げた話をしていく必要があるのではないかなと思って、2問目の質問です。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは坂本議員のカッコ2の質問に答弁させていただきます。

まず、通告書に基づき答弁させていただきますので、後ほどまた再質問で掘り下げさせていただければと思います。

住民の皆さんに大変ご心配をいただいているところです。

発災後、復旧復興に向けてさまざまな機能、例えばですね、災害対策本部機能をはじめボランティアセンター、応急救助機関の活動拠点、避難所、医療救護所、物資集積所等、あるいは仮設住宅用地でありますとか、災害廃棄物の仮置き場、こういったものの配置が必要になります。

このため、黒潮町では応急期における機能配置計画を策定しておりますけれども、それぞれ個別の計画との整合性、調整が図れていないというのが現状です。また、それらの機能を配置しようとした場合に、特定の公共用地や施設が競合する恐れがございます。また、機能ごとの必要な面積に対して不足が発生することが想定され、すべての機能を満足させられる用地施設の確保ができていないというのが現状です。

遊休公有地等の洗い出しも行っているところでございますが、それと並行して広域での、この場合は幡多ということになります、での機能配置についても検討を行っているところです。

今後は短期的な機能につきましては、現在の応急機能配置計画に基づき、各個別計画との整合性を図り、具体的な計画へと落とし込みを図ってまいります。長期におよぶ可能性のある応急機能につきましては、その後の復興計画に大きく影響を及ぼすことが考えられることから、応急機能配置計画の見直しを含めた再検証を行いたいと考えております。

また、ご指摘いただきました、特に住宅施策ということでございますが、現行でいきますということで答弁をさせていただきます。

まず、大規模災害が発生をし被災した場合、復旧期におきましては従前の住宅に引き続き居住、公営住宅へ

の入居、仮設住宅への入居、並びに民間アパート等への居住が考えられます。本町におきましては、公営住宅の大部分が浸水区域にごさいます、民間アパート等の資源も不足していることから、大部分が現行でまいますと仮設住宅にいったんご入居いただくということになるかと思ひます。

また、従前の住宅の損壊程度にもよりますけれども、被災者生活再建支援法の基礎交付分の支援金の交付が受けられることと併せまして、その後のご自身の選択にもよりますけれども、建設行為、補修、賃借に対する加算交付分の支援金が受けられるようになります。

事前の準備としてですけれども、住民の皆さんに一つご提言といひますか、させていただきたいと思ひますのは、それぞれ資質が伴いますので、ご判断はそれぞれ住民の皆さままでお願いをすることになりますけれども、地震保険の加入。こちらは各被災地自治体に視察にお伺ひしましても、首長から必ずご指導いただくところです。

また、事前の住宅地の整備も大きなテーマでありますけれども、現行制度での整備は財政負担が大きく、引き続き制度提案を行ってまいます。

併せて、住宅施策の喫緊が課題であります、町内公営住宅の耐震化を急いでまいたいと思ひます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

災害が発生しましたら、私たちが逃げるわけです。ほんで甚大な被害が発生した。そしたら、やっぱり激震の災害に対応するよなものをまた町長がお願いするよになるんだと思ひますけれども。

それから大体でいうと、今の防災計画の中だと、それからまた町は基本の方針を整えたり、それから復興計画を復興したりというふうな流れをもっていけますよ。そして、応急期の機能配置計画の事前の策定とか、それから地区防災計画、地域コミュニティーの継続の計画をどういうふうにしたらいいのかとか、そういうことがなされるわけですけど。

先ほどから、ずっと従前私がずっと言っているのは、これを被災前から可能な限りやっぱり考えていこうということなんです。で、被災しました、そして食べるもの、着るものというのはいったんある程度人の生活も衣食住といわれますけれども、住は一番後にきますけれども。何とか、食べるもの着るものっていうのは、何らかの形で補っていけるんですけど、最後に残るのがやっぱり住宅なんです。それは長年にやはり自分の生涯をかけて作り上げたその家が一瞬にしてなくなって、そして今まで何坪もあるよな大きなお宅に住まわれた方もその今までの歴史の中で作ってきたものが本当に一瞬にして崩壊する、その心の傷を癒すというのは本当に並大抵ではないなというのを私いろんな場面を見せていただいて、本当にもう切実に思ひます。

で、できたら先ほど私が紹介した地区の防災計画の中に入っている、結婚や、それから地域に帰りたい、移住というような人の思ひに沿ってやっぱりなんらかの方法を作っていくというのは、自分たちは無理かもしれない。でも、次の世代にそんな思ひを残したくないという地域の人の心だと思ひます。そういうことをやっぱりもう皆が考えているので、本当に頑張ってもらいたいところです。諦めていないとおっしゃっていたので、ぜひ諦めずにその被災するまでに、地域の将来を見据えた計画を立てて、この計画を被災後、もし被災したときこの計画で私たちはやっていくんだから、今のうちにこういう住宅の計画をしっかりと立てて、で、一人でも二人でも悲しい思ひをする方を減らしていくんだっていうよな思ひを持って計画を進めていただきたいと思ひているんです。

この住宅、今町長もおっしゃったみたいに保険を掛けて、やっぱり住宅を守っていくというのは本当に大事なことなんですけども、災害の異例というんですか、そういうのをちょっと調べたときにも、なかなか家を建

つような支援金というのは出るものではないのですね。やっぱりそうなったときに、やはり厳しい状況が来るということですので、自分の本当に自己の計画もしていけないといけませんし、私たちが地域でやったときにもやっぱり自分の財産をもし被災したときには、きちっとすぐに整理がつくような形にはしていっておかないといかないねっていうような話もやっぱり出ました。そして、自分の自己の財産をきちっと整理しておくことで、何かしたときに罹災証明を頂くときにも手順よく進めていけるようになるので、自分たちのできるようなところは自分たちでやっていこうという話も出ていました。

地域は今いろいろな形でそういうふうに取り組んでいますので、ぜひですね、具体的な計画はできないかもしれないかもしれません。この住宅、特にお金が掛かりますので、宅地を造るというのは本当に大変なことだと思っているんですけども。今から黒潮町が高規格道路なんかと連携させて、新たなその地域づくりをしていくという計画は作れるんじゃないかなというところで、私は住宅に対するこのことを少し希望が持てないかなというふうに思っているんですけど、どうでしょうか。

これから、高規格道路が進んできています。そして、私たちの目の前にあるのはちょうど、10年ではいきませんね、もう何十年も先になるかと思えますけれども。新しい道がつく。道がつくというのは未来を支えるということですので、その未来に向けてのまちづくりの計画、それから住宅の計画というのは、この道路が延伸してくることによっても進んでいくんじゃないかなと思います。

それは、今あります佐賀には白石団地が新しく道路事業と一緒にできてきていますね。そして、入野地区では城山団地が今できてきています。

そんなふうに、一つの事業だけでやるのは難しいかもしれませんが、これから希望を持てるその事業とリンクさせていって、地域づくりを進めていくということには希望を持てるのではないのでしょうか。

そのことを最後にお伺いしたいと思います。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まちづくりの構想を描くときに、恐らく一番困難性を伴うのは住宅用地の確保だと思います。それはボリュームが大きいということで。それさえ配置できれば、機能的なことは本当に民間の事業者の皆さんとか、例えば商工会の皆さんとかにご意見を徴収させていただきながらということで機能配置はできると思いますが。まず、こう外郭的に大きな住宅用地等をどう自分たちが確保していくのか、恐らくこれが最大のテーマになると思います。

これまで農地転用の要望をずっと、もう足掛け7年要望をさせていただいているところでございまして。まったく進んでないわけではございませんが、残念ながら被災後の農地転用の事務手続きの簡素化で止まっているというのが現実です。こちらの場合は引き続き事前の農地転用のフレームについて制度提案を今年も諦めずにやってまいりたいと思います。

それから、先ほどご指摘いただきましたように、例えば高規格がうちの町に、この大方地域にも佐賀から入ってまいります。相当の残土処理が想定されていまして、当然のことながら、どこかではその処理を行わなければならない、レベルバンクがいろんなところでできるようになると思います。

しかしながら、宅地としてはですね、なかなか盛土構造でありますので不向きですけども。これまでは盛土構造だから宅地化できないといったところで議論が止まっていたと思います。ただし、何らかのバランス工法をして宅地として整備ができるのであれば、その上乘せ事業分についての措置がいただけないか、これから

の要望になります。

あるいは、ある一定事前で協定ができてまとまった土地で被災後にはご提供致しますよという協定がしっかりと結べたところ、そこについてはもう事前に例えば測量設計をやらせてくださいと。ただし、現行法では用地取得の見込みがなく、協定性は終わるわけですから、見込みがなく、かつ工事も見通しが立っていない中でこの現行制度の適用というのはできなくなっていて、もし仮に適用できるとしても残念ながら被災後では復興事業としての交付税措置でまあほぼ100パーセントでいけるものを、事前でやると自分たちは負担をしなければならないと、こういった構造になっています。

従いまして、そちらを例えば測量設計だけ事前にやらせていただく、環境整備は黒潮町で整える、測量設計だけは事前にやらせていただくことで復旧復興のスピードが格段に違ってまいります。例えば、そういうことが事前の策としてできないかとかですね、種々さまざまございまして。

ご指摘いただきましたように、これは平時にフリーハンドでゼロベースからできるかというとなかなかそうはならないと思います。せっかく高規格が入ってまいります。例えば周辺整備事業で有利な整備ができるのであれば、そこで浮いた減収を住宅用地の開発に向けてとかですね、いろんなやり繰りをできようかと思えます。

そういったことも総合的にとらえながら、まちづくりの構想、まず頭の体操段階やと思えますけれども、まずはそこらへんから始めてみたいと思えます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

以上で終わります。

議長（山崎正男君）

これで、坂本あや君の一般質問を終わります。

この際、2時40分まで休憩します。

休 憩 14時 26分

再 開 14時 40分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10 番（森 治史君）

それでは、私の質問をさせていただきます。

1 問目については、町道関連についてをお伺い致します。

この件につきましては、再質問になると思えます。前にもやらしてもろうたことだと思えますので、まちづくり課長がもう2年たっちょうけん今回はすつとやるかなというような期待は、込めたら後で肩透かし食らうけん込められませんけどね。

田野浦部落の町道で森間線については、以前、町道の住民の方々が拡張工事と舗装工事を要望をされていたことについてお伺いしたと思えます。そのときに、すぐ対応策として、穴の開いた所に補修でやっていただいたこともあれですが、拡張はできないということだったと思えます。

また、坂の下西間線、これも距離は長いんですけど。ここについても舗装工事を要望されたこともありましたが、どっちかというと、たまたま自分が暗いときに通りよって大きな穴を何カ所か見つけたことによって、

まちづくり課の方に、何とかしてくれんかえ、後々怖いですよって言うていくと即座に対応はしていただきましたけど、それからずっと、舗装してもろうたところなんかも、もう補修の所はやっぱり再度すぐに、水に弱いのか何か分かりませんが、その所が全面的にやったものと違い、またすぐに穴が開いております。

意外とどちらもですけど、森間線にしてみても、上の住民の方々は車で上がり下りをしながらの生活ですし、また、どこもご多分に漏れずになりますけど、上におる方が若い方はほとんどおりません。おつてもちよつと半身不随の方がおるとか、若かってもいろいろ事情を持っております。そういう方々もおりますし。

また、坂の下西間線。意外とここが交通量が、ほかの道と比べてという感覚ではありませんけど、自分が夜は寝泊まりしてる所の目の前の道になりますが、意外に時間外の11時とか、朝も3時、4時とか、意外と早い時間から車が動きますし、日中でも結構、車が上下致します。そこでやっぱり住まれてる方もう皆さん高齢で、上の方におる人はほとんどの方が高齢であります。

そういう方々の日常で、日常生活をされてる住民の多くの方が、先ほど言いました、2度目になりますけど高齢者となっております。その方々が生活する上の安全面からも、執行部はぜひとも飯積線、いわゆる、これはひよつとしたらほかの工事との関連で補助金が出たのか、町単でやったか分かりませんが、そこは上へ掛けたと思いますけどきちとした舗装を。どればあるでしょうかね、100メートル内だと思いますけど、その間きれいにやってくれております。

やから、やはり地域の住民にしてみたら、あこが良うなったから自分ところも前々から言いがやから、ぜひともそういうようにやってもらいたいという要望があります。また私も、すべて一遍にせよとは、できることではないと思いますが、できる所から手を加えてもらうということが必要やと思いますが。

執行部の方の考え方を聞きます。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは申告書に基づきまして、森議員の1、町道についてのカッコ1、町道森間線の拡張と舗装工事を、町道坂の下西間線の舗装工事を早急に取り組むべきではないか、についてのご質問にお答えします。

町道森間線については、平成28年12月議会においてご質問をいただき、地元と協議をしまして、対応を来年度、平成29年度考えていきたいと答弁をさせていただいております。

平成29年度におきましては、大方地域で5路線、舗装修繕工事を実施しまして、議員ご質問の中でもありました町道飯積線の舗装工事を実施しております。

飯積線は、道路下の暗渠（あんきょ）、横断排水路も同時に工事をしなければならなかったため、優先的に実施をさせていただきました。

森間線につきましては、社会資本整備総合交付金で計画をしておりましたが、舗装修繕における交付要件や優先度が厳しくなり、実質、交付金で舗装修繕工事の対応ができなくなりました。しかしながら今年度、舗装工事のみではありますが実施を予定していた箇所であり、担当としても十分認識をしているところでございまして、道路維持および地域整備事業予算で発注に向け準備をしており、今年度中に完了を致します。

また、町道坂の下西間線につきましては、終点側、西側の舗装修繕と認識しております。今年度の地域要望として出されておりますが、大方地域の中で舗装修繕箇所の要望が7地区、約20路線ございます。すべての要望箇所を確認しておりますので、地域要望の順位、路面の状況等を担当として精査し、予算および優先順位を見ながら対応してまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁で、森間線については今年度の社会整備の方でやる予定だということ、と受け取ったがですけど、それで、できることはいいんです。それは、やってもらえることはありがたいです。

で、坂の下西間線ですけど、それは20路線あり、その社会整備というのも年間決まった予算の中でやられるということですけど。

実際として、救急車が上がってきました。この間もそこに。ところがもうそこは、言われんですけど救急車の方が大きくなっておる関係で、西側の入り口から100メートルちょっと上がった所に、ちょっと他人さんの家に入る入り口が広いとか、それから駐車場があるとかで、住民の方がそこで待ってくれと。いわゆる、救急車が入ってきても回すところがない。向こうに抜けるいうてもなかなか、入ってきて西側から東に抜けるにしても道が狭いんで、そこで待ってくれということで救急車の方を待機していただいて、自宅の方から病人を下ろしてきたという事情もあります。その間の間があまりにも道が悪いので、まあ言うたら舗装のし直しを懇願しておるがですけど。

調べた結果の順位があるということですので、そこまで順位を上げれとか何とか言えないと思いますけど、あまりにも高齢者の方が、生活の基盤であります道路です。ごみ捨てに手押し車を押してくるとか、いろいろな行動を取っております。万が一、大きな穴へでも入ってけがでもされたときには、行政の方の責任が問われます。そういうところも含めて、早急にやるべきではないかというように私は質問しておりますんですけど。

どう言うたらええかな。やはり、その今やろうとしよう20路線の方の予算が、町内全体のことで、ちょっと予算が少ないかなというようにも思いますけど。これは毎年決まった金額を査定してやっておりますので、それが多或少ないと言うべきではないかもしれませんが。もう少し地域に応えるについては、一般財源から持ち出しになると思いますけど、できる範囲、一つでも多くの路線を整備できるように配慮すべきではないかと思いますが。

今の現状の予算以上の予算付けということは考えておるか否かについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

予算の上乗せ等につきましては、現在のところ考えておりません。

先ほど議員が言われました、舗装、今年度の要望個所につきましても、その坂の下西間線と同じような路線、幅員が狭く救急車が入らないような路線の舗装の要望個所もやっぱり出てきております。

担当としましては、やはり舗装の劣化の基準、例えば穴とか、ひび割れ率とか、経過年数とか、そういうところも見ながら配分をしていきたいと考えております。

ちなみに、昨年度、29年度の舗装の実績としましては、答弁をさせてもらいましたが5路線、延長的には約450メートル、事業費的には550万円の実績となっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

再度、お伺い致します。

それでいくと、いつごろやったかの経過年数いうんですかね。いわゆる舗装してから何年、何十年たっちょとかいう所は、いわゆるこういうときの基準の査定のときには優先されますか。

そこを1点、お願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

経過年数も分かる所もございますけれども、舗装を実際何年にやったかというようなところの分からない路線もございます。

やはりそこらへんにつきましては、ひび割れとか穴の状況、舗装の状況を見ながら、判断をしていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

2問目に入ります。質問の。健康診断についてをお伺い致します。

これは入野在住の方によれば、私は町の胸部レントゲンについては6月の12日に受診を済ませているのに、6月27日に再度受診票が送られてきたと。これは当の本人さんが、そのように私に話したことです。まあ自分は、以前にもちょっと胸のことで治療した経過があり、これは悪いのでないかと悩み、その挙句、役場の方に電話をかけると、担当者に既に受診を済ませていることを伝えると、手違いで2度送っていたことを説明されたと。

担当者の方は断りを言ってくれたが、私は心からとは感じられなかったと。この件は、同じ受診者に送ってあると聞く。そこで、なぜこのような、うっかりミスといやあうっかりミスですけど、受け取った側にしてみたら、そのように昔治療した関係の人に見てみたら、ものすごい心の負担になります。そういうところがなぜこんなことになったか。

そこについてしっかり、執行部がどのようにとらえておるかをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の2、健康診断についてのご質問のカッコ1、胸部レントゲン健診の受診票を手違いにより二重送付の原因について、通告書に基づきお答え致します。

議員のご質問のとおり、早咲地区での胸部レントゲン健診を6月12日に受診された方に、6月27日にも再度、健診受診票を送付しています。

再送した原因と致しましては、未受診者の方への受診勧奨文書の送付事務の際に、6月12日に受診された方を除くためのシステム登録作業の手順に抜けがあったため的人為的ミスによるものです。

再度、受診票が届いた皆さまには二重の送付となり、検診結果が悪いのではないかとご心配をお掛け致しましたことに対しまして、おわびを申したいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の課長の答弁では、いわゆる受けてない方のあれを登録するときに間違えたということですけど。

で、また今ちゃんとしておかなかったら、これは言われませんがこういうミスというのは、今、福祉関係で質問しておりますけど、これは職員さん全体にかかわることであって、何も健康福祉課のみの問題ではないと思います。で、ほかの課でも起こり得ることなんです。

で、きちっと、なぜやったか。その打ち込みのミスか。やけど、打ち込みのミスということは人的ミスですよ。そこを再度防止することを全職員さんに徹底しなければ、同じことがまた、おたくでない課でも起こり得ることなわけです。そういうことが起これば起こるほど、住民からはいわゆる行政に対する不信が募るだけです。そこをどのようにやっていかれますかということをお伺いしたつもりだったけど、その答弁はなかったけんもう一度質問させていただきますけど。

過去のことは全部済みました。ほんで聞きました。実際に言われると、その断り方一つも感情的になってますので相手方が、誠心誠意、職員の方は断りを入れたかもしれませんが、それがそういうように受け取ってもらえてないということも含めて対応を考えないことには、今からまた同じ問題が起こってくると思います。

そのへんを課長として、皆、全課長さんがおいでですけど、どのように部下の方々に指示されて、二度とこのようなミスが起こらないようなことをやられていくかについてをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の再質問にお答え致します。

町全体ではなくて課内でのちょっと、今回の再送のミス事例と致しまして、住民の皆さまに対しての文書等の送付の際やシステム入力など、日常業務において必要があれば複数の職員で確認するなど、慎重に業務を推進するように課員に徹底を致しましたところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁では、福祉課のみはそれで徹底しましたと。

けど、この問題は住民から苦情も来てますことですから、課長会議とか等でそういう事例いかその失敗例を皆さんに示しよ、そういう対応していかざったら、いつまでたってもそこで止まってしまうということになりますので。

このミスは健康福祉課だけが犯すミスじゃないと思います。で、縦割りは結構です。大事なことだと思えますけど。やはりそういうミスについては横の連絡も取って、すべての課で共有すべきではないかと思いますが。まあこれ、課長単独で聞くべきじゃないかもしれませんが。

健康福祉課長は、縦割りだけで良いと思いますか、こういう失敗。横に流して、全庁内全域で共有すべきで、私はあると思いますが。

そのへん、課長の答弁をお伺い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

森議員の再質問にお答えを致します。

森議員の言われるとおり、庁内すべてで共有すべきことやというふうに思います。執行機関会議等で、まず住民へのご迷惑をお掛けしたことへの住民へのお断りの対応が、まず一番重要やというふうにも考えます。

そして、森議員が言われましたように、これからの作業としましてチェック体制の充実等も図っていくよう、執行機関会議等で確認をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁を聞きましたので、2 問目の 2 の方に入ります。

さっきのことですけど、この件について、町から封書がまた再度、受診者の所へ届きましたと。その中で、6 月 12 日に胸部レントゲン健診を受けていただきありがとうございます。7 月に入野地区を対象とした総合健康診断あるため、受けてない方ね。の方を対象に胸部レントゲンにも受診票を送付しましたが、既に受診されている方にはお手数をお掛けしますが破棄していただきますようお願いを致します、との案内が入っておったようです。

この方は今言われた方で、地域も私は隠しちよったけど、はっきりと健康福祉課長が地域を言うていただきましたので、入野地区じゃなくて早咲地区って名指しになりましたけど。そういうところはなるべく避けたかったから、入野地区という表現をさせてもろうたがですけど。

私だけでなく複数の方になると思うが、いわゆるその住民の方にしてみたら、封筒代とか切手代、印刷代、住民の大事なお金を掛けておるのだから、こういうことは無駄ではないかと。経費が。というような声があります。二重になったことすべてが経費の無駄遣いというように住民に取られておりますが、今後こういうことがないように、さっきとおんなじような答弁になると思いますけど。

この無駄を出さないというのは各課での取り組みにすべきだと思いますが、執行部の考えを聞きます。

副町長が来るかな。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

森議員のご質問にお答えを致します。

先ほどの内容と重複を致しますけども、執行機関会議等で共有をしまして、このようなことがないように努めたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今、さっきとおんなじ答弁で、これからは執行会議をしてそういうことがなくしますというけど。

どればあの件数があつたのかも、私、知りません。ほんで、掛かったはがき代も切手代も、役場の場合は局との提携があると思いますから、多少割安でやりようと思いますけど。

それから、そういうところの無駄な経費が出てくるということに対して、住民の方々が要らん不信感を抱きます。そういうところをしっかりと、わずかな金額という言葉は、住民のお金を預かって使って運営してる以上は、わずかな金額という考え方は絶対にお持ちでないと思いますが、大事な住民のお金を預かって行政を運営して

る以上、そういうところにも配慮されて今から取り組んでいただけたと思いますが、そこをもう一度、答弁お願い致します。

わずかであれとも、やはり大事なお金という認識はお持ちでしょうか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

郵便代等経費は、二重に掛かっておるといふふうにも認識をしてございます。

人為的なミスについてこういうふうなことが起きたというところを、再度、その人為的な起きた理由を再度詰めて、このようなことが二度と起きないように努めたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

念押ししたい。

答弁漏れになってます、今のがは。

私は、軽微なお金かもしれませんが、住民のお金を預かって行政を運営しようから、たとえ軽微でも大事なお金というような認識がありますかということをお伺いしたつもりでしたけど、そこが副町長の方に届いてなかったみたいですが。

恐らくそんなことはないと思いますけどそのところを、たとえ少額でも大事な住民のお金という認識は持っておられますかということをお伺いしたんですが。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。漏れがありまして申し訳ありません。

少額というふうなことは思っておりません。

また、人役的にも、再び同じようなことを職員として作業も行っておるといふところあたりにも認識をして、二度と起こらないように努めたいというふうに思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

次は、3の方に移らせていただきます。

これ誠に私事になりますが、6月28日に特定健診診断票を受け取られた方の確認の固定電話に業務委託先のジェイエムシー社からありました。

そのときに、まず毎年受診されていますかとの問いだったのですが、担当課は、毎年受診されてる方は把握されているのではないのでしょうか。住民の名前、住所。と、私は考えます。そうでないと、毎年やってデータ取っていきようんやから、必ず残っちゃうと思います。

そんなにして残っているにかかわらず、どうして最初から全世帯に向けてそういう。まあ、全世帯に行った

か、たまたま抜粋で私のところへかかってきたか、それは私も知りません。けど、そういうようなことをなぜ送付されたかとかいうことについてよね、確認を民間のジェイエムシーに委託されたのか。そのへんが私、不思議な感じです。これって、ものすごい要らん費用じゃないろうかと思えます。

で、毎年受診はやっておりますのでね。もしやられるんだったら、去年受けてない方とか、再来年、もう2年連続受けてない方とか、そこも全部、健康福祉課では把握してちょうはずです。それしてなかったらおかしいですよ。毎年やってて、事業を。ほんで、そういう方にやるのならいいですよ。それも正しいかどうか分かりませんが。私はどうしても分からんのが、送付の確認と受診のお願いをよね、どうして委託先になるがです。去年度受けてないとか、今年やった結果、今年受けてない方もおいでますよね。そういう方に、そういうところを通じて再度受けてもらうように確認取るとか何とかは、するのは分かります。

で、行政としては恐らく、入野地区、どこそこ地区、地区別でやってる間にすごい受診率を上げたかった、ということだと思います。それならば、最初からチェックできたはずですよ。毎年来てくれよう住民の方、何年に一遍しか来ん方、そういうようなところをさび分けする必要があったがじゃないかと思えますけど。これも一件なんぼの受け取りか、もしくはこの事業に対してなんぼなんぼで受けちょうか、そこは分かりません。ちょっとお伺いしたけど、どの委託料から出ちょうかちょっと分かりませんでした。ほんで担当の人も、いろんなところから出てますのでちょっと分かりかねますという話はしておりましたけど。

今回恐らく、私の憶測になるかもしれませんが、最初から住民全部を外部委託にされたか否かについて。抜粋でお願いしたのか、それともすべて受診者対象にして、そういうことを委託業務にされたかについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは森議員の、健康診断についての特定診断の受診に対する外部委託業務について、通告書に基づきお答えします。

先の6月議会で、宮地議員から健康づくりの取り組みに対する特定健診や各種健診検査の受診率の現状と、受診率アップへの工夫や改善についてのご質問がありました。

その際の答弁として、電話等による未受診者の方への受診勧奨や、かかりつけ医への文書紹介などを、平成27年度から継続して取り組んでいるところです。

また、受診率について、平成29年度はまだ確定値ではありませんが43.5パーセントで、対前年比1.7パーセントアップしていることの報告をさせていただきました。

本年6月に公表されました黒潮町総合戦略の中で、福祉基本計画の基本目標であります、地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくりの施策の一つとして、健康増進の取り組みを掲げています。

内容は、住民の健康の維持、増進を進めるに当たっては、一人一人が主体的に取り組むことが重要であり、行政はその環境を整えることで取り組みを促していくことが重要であり、若いうちから健康診断を習慣化していくために、国保加入者への特定健診、保健指導の受診勧奨に取り込むとしています。

今年度も高知市のジェイエムシー株式会社と業務提携を締結し、健診事業に取り組んでいるところです。

委託の内容は、郵便による通知勧奨、専門職による電話受診勧奨、かかりつけ医への相談依頼、生活習慣病予防教室の開催となっています。

昨年度までも、集団健診の受診券を送付する際には特定健診のご案内も同封をしていましたが、受診率は微増の状況です。

受診率向上の取り組みにおける未受診者への電話による受診勧奨については、平成 26 年度は町の保健師が行い、受診率の向上につながっています。その結果を基に、健康福祉分野の拡充を図るためにも、平成 27 年度から外部委託による未受診者への受診勧奨を行っています。

委託業者からの特定健診の診断票の受け取り確認についてですが、町としては、生活習慣病やその予備軍を早期発見することで、住民の方の健康促進を図れるものと考えています。そのためにも受診率の向上は重要となることから、今年度は手紙による受診勧奨に併せ、過去の問診票等で電話番号が把握できている受診対象者に対し、電話による受診勧奨を行っているものです。

なお、委託先の電話オペレーターは保健師や管理栄養士といった専門職で、受診案内の確認だけでなく、受診者ご本人が日ごろ不安に思っていることなど、電話口での健康相談にも即応ができるように対応をしています。

なお、町としては特定健診の結果を基に、今後の予防事業へつなげるための特定保健指導や医療機関への受診勧奨など、町の保健業務を考えていく上でも、今後も受診勧奨の取り組みについては外部委託による受診勧奨の実施を考えているところです。

生活習慣病に起因する病気の重症化の早期発見を行うことで、町民の方の健康増進を図ることを目的として取り組んでいることですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁ですけど、取り組みですので、それはそれでよろしいと思います。

けど、受けた側に、その方が栄養士か、そういう保健師か、そういうことは全く分かりませんよね。で、今、課長の答弁のように相談ができる言われても、ただ向こうはマニュアルどおりに、真心のこもるいうよりも何も、それは耳触りはいいですよ。慣れてますから、オペレーターですから。電話は。けど逆に言うたら、何でそんな機械的な対話をされるのかなという。

で、取り組みはよろしいです。何でその、電話番号は分かっちゃうということは事実分かります。書きますのでね、こちらも。自宅の電話番号とか携帯とかを書きますので。けど、一番の問題は、来よう人にもう一遍来てもらうことよりも、逆に言うて、はっきり言わしてもろうて行きたくなかったです。今年はやめろうかと思いました。他人にこれほど行け行け言われてまで、自分のことやけん行きたくないという気持ちが強かったです。私がひねくれもんかもしれません。それは、正直言って、私の方の感情の問題ですから。人によったらほんまに、毎年行きようけどこんなこと言われがやったらやめようかな、という気持ちになる人もおいでるがやないろうかと思います。

だから、もうちょっと調べて、毎年してくれよう人に対して電話をかけるがは時間の無駄じゃないでしょうか。その方々は、去年受けた方が今年 100 パーセント来るか言われたら、私も分かりません。けど、80 パーセントは来てくれると思いますよね。で、毎年受診してくれない人をいかに来てもらうかの方が問題ではないでしょうか。上げるには、意味も分かりますよ。受診率が高かったら、いろんなもので保険に対する補助金とか交付金の算定があるいうて聞いておりますので、一名でも多く受けてもらいたいというのは分かります。けど、もうちょっとやり方いうもんを。今、課長に言われるまで、その方が保健師なのやら栄養士なのかも分かりませんよね。こういう電話があります。こういう方はそういう資格を持った方が対応しますので気になることはお聞きくださいとは、一言もなかったですよ。そういう住民に対する説明いうか。いきなり来たけん、自分

も何やら分からんけど、ああ、この方々はオペレーターさんじゃねと。そんな資格持ちょうと思いません。オペレーターとしますので、そういうことをマニュアルがあつてマニュアルどおりに読んでるとしか取らないんですよ。

次、来年度やるんやったらそのへんをもうちょっと検証して、せつかく掛けるお金ですから、できるだけ、2年ぐらい間が空いちょう人とか、全く受けてない人とかをチェックすることをしてその人らを重点的にやって、受診が済んだ後、なおかつ去年来てくれたのが漏れてちょう人に対して、二重手間になるかもしれんがそういうことをするがなら分かるけど。電話、分かちょう言うて、毎年来て受ける者は分かりますよね。

そのへんもうちょっと考えて、来年度の取り組みがやってもらえるかどうかについて、答弁お願い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

毎年受診をしている方に再度電話をするのかという話ですが、これまでも過去に受診をされた方がおられます。ただし、隔年で飛んでるときがありまして、そういう方を本来には、森議員が言われるように対象にして電話を受診勧奨すべきではないかということにはなりますが。先ほど言いましたように、なるべく軽いうちに受診をしていただいて、健康診断を受けていただいて病気を早期発見をすると。そういうことで病気を悪くならないようにしていただきたいということもありまして、健診を受けることの意識付けも併せて、全員の方に、電話番号が分かっている方に連絡を取らせていただいているところです。

なお、今後も確認が取れない方は特にそういうふうな、オペレーターの方がそういう専門職でありますので、再度詳しい話とか、今回、森議員の場合に詳しい話まではできなかつたということですが、ほかの方でこういうことで悩んでいることがあればですね、その場合対応できることなんかは即応できるようにそういう打ち合わせはしておりますので、そういうことはこれからもやっていきたいなと考えておるところです。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

再度、質問致します。

そのオペレーターの方がいろんな資格を持つてるということですが。そうするとあれですか、私のデータというのがその方のとこへ行ちょうがですか。それとも名前だけですか。これは大きな問題になりますので、私は引っ掛かっています。けど、受けたくないから受けてません。受診も何も。メタボで腹が出ちょう、血圧はぎりぎり、130 ちょっと出ちょうけん高めに設定です。130 ぐらいです、今現在は。で、コレステロールが高い、ぎりぎり。そこらが引っ掛かちょうことは分かっています。けど、受けなくてもそれ以上増えてないからそれでええわという、自分の自覚があります。で、それは言うたら予防してもらわんと、今からお金が掛かってくるけん受けてくれかもしれませんが。そういうオペレーターの方々に相談するも何もないと思うんですよ。そういう。で、向こうも答えようがないと思うんですよ。データがなかつたら。あなたはこうやからこれがいいですとかいう。

やけん、まさか個人情報に当たるそういうものは、向こうには渡してないでしょうね。名前だけでしょね。住所と名前が分かるだけでも、あまりいい気持ちはしませんけど。電話番号が分かるということやけん、オペレーターに。そのへんもあまりいい気持ちはせんけど、それは事業としてやりよう以上は受け入れないかん部分がありますけど。それ以外の、まあ言いうたら健診内容なんかについては一切漏らしてないですよ。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

まず、受診対象者の個人情報につきましては、原則郵便による通知勧奨をしますので、住所とお名前は相手方に伝えております。

そして、電話番号で昨年度までに受診票に書いている電話番号が分かってる方については電話相談をさせていただきますので、その3点については向こうに通知をしています。

その後、健診結果によって、最初の答弁で言いましたように生活習慣病の予防教室等については、その健診結果に基づいてご案内はさせていただくことになります。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

私は、細かいこと要らんがですよ。個人情報に当たる部分は開示してませんでいいんです。そこをお伺いしたんです。

やってないんですね。個人情報の開示は。もう一遍、再度。ここはものすごい大事なことながです。

それと、相手方と相談してくださいと言われても、相手方もデータがない人との話というのはちょっとしくいと思いますけど。まあとにかく、私が一番気にしちようがは個人情報に当たる内容は一切漏らしてないか否かを問うたがですが。

そここのところを、してないなしてないで結構です。一言で。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。回答が不十分でなくてすいませんでした。

個人情報については、相手方には渡していません。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

3 問目の方に移ります。これ、ちょっと大ざっぱに書いております。町有財産の登記についてを問うということでお伺い致します。

これはもう地区も何も言いません。住民の方によれば、7年から8年前のことだけど、自宅の敷地を町道拡張に伴い用地として買い上げるのではなく、町への寄贈での提供をお願いされたと。地域が良くなることなので承諾をした。

その際に、提供分の面積については町有財産の登記をお願いをしましたけど、当時の総務課長の説明は、財産登録はできないと言われてたと聞いております。

それでお伺いしたいのは、住民の方が自分の大事な財産を町道の拡張に提供し、そのわずかな面積かもしれませんが、その登記をされない理由と。

それと、登記ができないならば、提供分については固定資産税についての減額措置をされているとも聞いてないと言いますのでもしあれでしたら、登記されていないのであればその分、わずかであれ固定資産税の方で減額措置を取っているかについてを執行部に問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の一般質問の3、町有財産登記について、通告書に基づきお答えします。

議員のご質問の、町有地として寄贈等を受け、登記していない土地につきましては、町有地として登記済みの土地台帳はありますが、寄贈等を受け、未登記の土地につきましても台帳などはなく、また、ご質問の土地が特定できないため、詳細に調べることができない状況です。

しかしながら、文書の確認や、旧担当者に議員のご質問に該当する事例はないか問い合わせをするなど、可能な限り調査をしましたが、現在のところ、確認はできておりません。

このため、ご質問の町有地として登記できない理由、および固定資産税の減免措置等を行っているか否かにつきましても確認をすることができませんので、ご理解を賜りたいと考えます。

しかしながら、寄贈等を受けた土地につきましては、町有地として登記をするべきであると考えます。

このため、担当者の努力もあり、処理中の土地を除き、平成25年度から寄贈等を受けた25件の土地につきましては、町有地として登記が完了しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

そしたら、再度質問させてもらいます。そんな難しいものではないのです。

25年以降はやってるということですので。ほんで、もしご本人が申し出があった場合、その登記されているかされてないかの確認にお伺いして、それを対応はしていただけるか。

なおかつ、それが町有財産になってないのならば、現時点でそれを町有財産に登記するか、もしくはその固定資産税をわずかでも面積分を減額する措置が取れるか。その2点について。

本人でない限りこれは教えてもらえんことですので、私も本人の名前を伏せたままでやっておりますので。私から言うてその方が来たら分かると思いますけど、まあそういうことができるか。確認事項です。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

個人の方のご了解を得られたら、土地登記簿等を調査することが可能になるというふうに考えます。

まずは、土地登記簿等の調査をしまして、固定資産税の減免措置等につきましては、税務課長の方からご答弁を差し上げるようにします。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは、固定資産税の減免についてお答えをさせていただきます。

公共施設へ提供された土地等の固定資産税の減免につきましては、黒潮町の担当部署、または国、県から買ったという届け出があれば、その内容を税務課の中で確認をして、現実的にそこは公共施設に使われているものということが判断できれば、それに見合う面積相当見合いの税額を減免をしていっています。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

その減免について今、税務課長から答弁がありましたけど。

それは買い上げという、今の形でいくと買い上げですよ。と、私は受け取ったがです。土地の買い上げというように。

買い上げでした分は減免じゃなくて、それは当然、面積登記したら面積が狭うなるがやから、それは減免措置とは思いません、私は。

ほんで、私が今言いようがは、寄贈でもいいんだと、その方は。けど、寄贈では寄贈のままでも結構、もう道路になっちゃうがやけん取り込むつもりもない、戻せとも言うつもりはないはず。ただ、それならばせめて、わずかでも減免をしてもらいようがやろうかというところもあるので。

今のお話でいくと、買い上げについては面積が減ったから減免というような話やったけど。ちょっと話変えらしてもらおうと、寄贈していただいた土地、いわゆる町の事業で必要性があって、面積がどればあか分かりませんけど、それを敷地。いわゆる敷地いうてもこれ家地ですけんね、家の建っちゃう所の敷地ですから。そこを幾分か、犬走りの辺だろうと思いますけど、そこを寄贈してくれて。買い上げか思うたら、寄贈してくれやったらしいから。で、それでも集落が良うなること、部落が良うなることやけん、それはそれで受け入れたというが。けど、登記はしてくれないというように前総務課長からの話いうか説明があり、だけど、そのときにせめて、その分については面積分減免とも言われてなかったということやけん。

私の今聞きたいのは、寄贈された分の土地について減免をされるか。されているかないかということ。

結局、避難道をようけ造ってきましたよね。避難道らでも 80、90 パーセントは提供してくださいでしょ、土地を。あと 1 割ぐらいは、面積とかいろんなもん兼ね合わせがあってご購入になっちゃうところがあるかもしれませんけど、それ以外はほとんど、まあ 95 パーセントばあがほとんど、言われんですけど皆さん集落のために避難道として提供していってますよね。それは当然、固定資産の対象になってる場所を提供しようんだから、その分については減免があるのかないということもありますけど。

要は、寄贈した分についての面積に相当する部分の、税務課の方ではそういう処理はやったことありますか、ありませんかだけ、お伺い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

議員が言われますように、寄贈、提供された分については、面積が分かっているものであれば、その部分の減免をしています。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

それでは、4 問目の方の 1 に入らせてもらいます。教育についてを問うということでお伺い致します。

私の方の手に資料がありますんですけど、2018 年 6 月 24 日の週刊高知民報によれば、高知市の市立中学校で 5 月に、ADHD、注意欠陥多動性障害で支援を要する生徒である、同中 1 年生 A 君 12 歳が教員に暴力を振るい、けがを負わせたと警察に被害届けが出され、学校から治療費 1 万 5,640 円が保護者に請求される事例が発生しましたと。

この件は、本年の 5 月 7 日の 3 時間目が終わった後の休み時間に、A 君が 4 月に新 1 年生として同中に入学してから 1 カ月後、ゴールデンウィーク明けの月曜日のことでした。A 君が自宅の鍵に付けていたペンライト型のキーホルダーで友人が遊んでいたところを女性教員に没収されたため、返すよう求め、A 君と、すぐに返さない女性教員との返せ返せないという問答を端緒に応援に入った男性教諭 2 人を交えて廊下でもみ合いになり、押さえ付けられてパニックになり、暴れたときに足が当たった。これは A 君の母親が言っているところ、先に蹴ったのは A 君。高知市教育委員会の人権支援係の課長とか、かなり興奮していたので押さえた同中学校の校長というような記事が載っております。

それぞれにずれはありますが、きっかけは A 君が自分の持ち物を返還するように求めたという正当な理由であり、非行とは別次元の問題であったことが見えてきますと。

なおかつ、A 君の身長は 148 センチ、体重が 36 キロの、非常に小柄な体格であるが、応援に入った男性教諭 2 人が A 君を暴れないように押さえた前後に、A 君が興奮し、かむ、蹴る。蹴るといっても、足が当たると程度だったということですが、起きていますと。などの記事が掲載されていまして。

これはあんまりニュースとか何とかにも出てなかったんですけど、この件について県教育委員会から町教育委員会への説明、それによる対応等の指導があったかなかったについてをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは森議員の、高知市の学校で起きた事件について、県教育委員会から説明があったかのご質問にお答えを致します。

ご質問の件につきましては、本年 5 月 7 日、高知市内の中学校において、発達障害がある中学 1 年の男子生徒の動きを制止しようとした教諭がけがを負い、学校が警察に被害届を出した事案に対して、高知市議会 6 月定例会の質問戦で、議員が学校の対応などについて教育長らをたどしたという内容につきましては、新聞報道で承知をしております。

この件につきまして高知県教育委員会に確認しましたところ、高知市教委が対応すべきことであるため、県教委として特に詳細の報告は求めていないということでありました。

従いまして、こんにちまで当町に対しましても県教委から説明は、指導はございません。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

県の方が、市で起こったことやから市で対応せよということですね、これは。ほんで、県としては対応しないということやけど。

このようなことは今からでも起こり得ることだと思いますが、私非常に懸念するのは、発達障害というのは、

目に見えて分かる場合と目に見えない場合と、いろいろ形がありますが。特に体重が、これでいくと36キロですか。で、身長も1メートル50あるかないかの生徒に対して、男性教諭2人が抑え付けないかんほどの行動が必要かなというように思います。

ほんで、こういうように発達障害を持った方にいきなりそういうような圧をかけた場合、パニックになると思います。完全な。前後も何も分からなくなってきて、自分を守ろうとすることで、かみ付きもするろうし蹴りもすると思います。

県の方から、そういうような指導も市のことであって県の教育委員会は関係してないということなのですが、こういう場合に本当に、その男性教諭が2人が掛からないかんような行動であったかどうか。今から起こり得ることももしれんことですので、教育長として、その小柄な者に対して返す返さんの問題ですけど。これ、ほんとに発達障害を持っている方は、ものすごい一つのものに固執する。それはものすごい強いです。一つのことに固執するというのが。そういう者を、返す返さんという問答も一つあると思います。自分の所有物を返してくれ。遊びよったがは全然別個の生徒であるんで。そういうことが起こった場合に、教育長、対応としてその教員2人、男性教員が取り押さえる行為というのが果たして正しいかどうか分かりませんが、それはやっぱりすべきだと思いますか。その押さえ込んで捕まえるいうか、押さえ込むいうことが。ただ、それを行ったときには、必要以上に興奮はしたと思いますけど。生徒の方が。

そのへんはどのように思いますか。これは問うだけになりますけど。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

その事案がどのような経過であることか承知しておりませんし、それから、当該の中学1年生の男児がどのような障害を有しているのかということにつきましても、我々情報が一切ございません。新聞報道でそういう質問戦がなされたということでは認知をしておりますので、これにつきましてはちょっとコメントは控えさせていただきます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

これはまた、高知民報の8月5日の方の記事を少し読ませてください。

これは高知大学の加藤準教授が、講演の中でこのようなことを言っております。

高知大学教育部の準教授ですが、学校における児童生徒への人権侵害が横行する背景について言及。未熟な生徒を教育していくときには、大人には必要な自由を制限する際の手続きは不要であるというパターンリズム、父親主権主義というんですか。影響が学校現場にも根強くあるために、体罰や過剰な指導が横行する土壌となっていることを指摘して、問答無用の管理体制、ゼロトレランス。これは何か、学校内の社会の規律、尊厳を徹底させ、少しでも違反した生徒や犯罪者には厳格に処分を課すという、アメリカの学校教育や治安維持の対策の考え方らしいですが。そういうものが幅を利かせる流れの学校現場での強まりが、今回の高知市立中と市教育委員会の対応の背景にあることが報告されましたというように、その方は講演をしております。

だから、こういうことが人権問題にも絡んでいくということも、ひとつ教育長としてきっちり認識していただきたいということがあります。

そのへん、答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

今、大学の先生のコメントをお聞きしましたけれども、最近の特別支援を要する児童生徒の教育というのは、指導上の工夫を意図的にやる。それは、個々の状況に応じて手だてを考えるという方向に向いていると思います。

子ども一人一人の状態に応じて、それぞれの学習手だてを考えるというのは、これら教育の原則でありますので、黒潮町ではそれを基本に進めているところでございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

ほいたら、同じく設問の中の2の方に移ります。

これは仮定でございます。仮に町内の中学校へ発達障害の生徒さんが入学した場合ですが、小学校での6年間に取組まれたことが、その都度の対応についてとかいろいろなところは取組んできちょうと思います。6年間かけて。

で、入学時の中学校へその資料が、個人情報となるかもしれませんが、私は提出されるように思います。そのような入学生がいれば、提出された内容で対応されて生徒さんとかかわっていかれるかについて、教育長にお伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは森議員の2番目の質問、発達障害の児童に関して、小学校から中学校への引き継ぎに関するご質問にお答えを致します。

現在、発達障害等特別な支援を要する児童生徒が、新たな学校生活がスムーズにしたスタートできるために、保護者の同意を得て引き継ぎシートを作成をしています。引き継ぎシートを作成し、校種間、これは保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校です。校種間での支援情報の引き継ぎを行っております。

具体的には、各校で作成している個別の教育支援計画、あるいは指導計画を基に、対象児童の基本情報、学校での支援状況、入学後の支援プランなどで構成をされております。

ご質問は、これに対して教育長の考えを問うということでございますけれども、発達障害等のある児童生徒への支援は、個々の児童生徒の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を、組織的かつ継続的に行う必要があります。

そして、さらに就労先までつなぎ、最終的には児童生徒が自立し、社会参加することを目指さなければなりません。そのために引き継ぎシートには、対象児童生徒の生活の様子や特性等が確実に記載されることはもちろんですけれども、子どもの将来像をも描き、本人、保護者、教職員同士で共有し、引き継がれるべきものであると考えます。

そして、これらのシートが学校現場で有効に活用されることで、児童生徒一人一人の成長が図られ、その能力の最大の伸長を図る教育ができるものと考えます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

これもあれです、そのとおりでございます。

これ、ちょっと古い本でしたけど、2006 年 10 月、一部抜粋させてもろうてここへ写してありますが、ちょっと朗読させてもらいます。

LD、ADHD の自閉症アスペルガー症候群、気掛かりな子をどう理解するかという本であります。その中の一部に、平成 19 年から特別支援教育が始まるといわれているが、実は既に始まっているというのは、国としては平成 16 年 1 月に、小中学校における LD、学習障害、ADHD の注意欠陥多動性障害と高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のための試案を公表し、法改正を待たずともできるところから取り組んでくださいと言っている。

校内に特別な支援を必要とする子どもの存在に気付きはしたものの、学級担任一人の力では難しい。校内の支援体制は取ったものの、さらに専門的な指導が必要であるという事例が増えてくるのではないかということである。

対応策としては、現在の固定学級、特別支援学級や通級指導教室が敷設されている学校は、通常の学級にいる LD や ADHD の子どもたちへの支援が可能であるが、今回の省令改正で、LD、ADHD を通級による指導の対象とすることになったのも一歩前進であるが、固定学級や通級指導教室が設置されていない学校では、LD や ADHD などの指導に専門家や巡回相談を活用することを検討することになっているが、地域によって専門チームなどの設置にばらつきがあるのは確かである。各自治体の財政事情とも関係してくるので、それぞれの自治体が設置の中で特別支援教育等をどのように位置付けるかによって異なってくる。

校内委員の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の作成などを一つ一つ着実に推進していく必要があると将来的には、どう言うんでしょうかね、全体の生徒の 6.3 パーセントぐらいがそういうものを持つかもしれないというんでしょうか。意味を考えると、各学校に特別支援教室が設置され、正規に指導担当教員が配置されることが望ましいと考えると。

で、先ほどの答弁の中でかなりかなり、その取り組みについて教育長は述べてくれたと思います。その中で、町内 9 校でした、8 校かな。小学校 9 校か。8 校か。8 校で、全部で 10 やね。うん、8 の 2 の 10 ですよ。中学校のあれで。そこに対してなかなか、わずかの人数の学校にはちょっと配置はできないかもしれません。それなら、小さい学校は小さい学校での対応もできるかと思いますが。できるだけそういうような専門家の巡回による指導を、そういう子どもさんに受けれるような体制を取っていくと思います。今の答弁からすると。そういうことに努めていただけるかどうかについて。

校内委員の設置とか特別授業のコーディネーターも、委員会の設置になると人数の少ない学校ではなかなか難しいとも思われます。そのときには、複数の学校を 1 ブロックとしてというような形での取り組みも必要かと思いますが。その特別支援教育コーディネーターとか、そういう方の教育支援計画。今は教育の方の計画は、個別のは持ってるように私はお伺い致しましたが、特別支援教育コーディネーターというのは指名というような考え方はお持ちでしょうか。その意味が、ちょっと僕も飲んでないところがありますけど。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答え致します。

現在、特別支援教育コーディネーターという名称で、フリーで学校間を指導できる人材の配置は致しておりません。

ただし、それに準ずるような形でスクールソーシャルワーカーを2名配置をしておりますし、それから、特別支援として学級設置が認められた学校につきましては当然、支援学級がございます。それも、身体でありますとか知的でありますとか自閉症とか、それぞれの状態に応じてクラスを設けるということになってございます。

それ以外に、日常的には中村特別支援学校の方の支援をかなりいただいております、そこらへんで各学校にご支援をいただいているという状況でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

はい、分かりました。

そうすると、その3番目の方に入ります。

これは町内のことではございません。町内のないことを事例にして質問するというこの形を取らせていただきます。

町外の保護者の方によれば、子どもの障がいについて、学校の先生全員に認識をしてほしくて学校長に相談をしたが、個人情報なのでできないと取り上げてくれなかったと聞く。

保護者は、そういうようないわゆる発達障害を持った子どもを抱える保護者にすれば、担任だけとかいう一部の先生の認識ではなく、やっぱり学校全教員に、わが子の障がいについての認識と理解を求めての個人情報を全教員に求めた場合であります。これは、その結果、学校長からはモンスターペアレントというように、正体の分からない恐ろしい親というようなことを言われたようでございます。

これ、ものすごい難しい問題だと思います。けど、保護者が子どものことを考え、その情報を学校の教員すべての先生に知ってほしいという情報を持ってきた場合、それを共有すべきではないかと私は考えております。保護者がいいというんだから、それは保護者のあれで。先ほども、保育園から小学校、中学校、高校へと保護者の了解があれば、その情報を伝えるということでした。けどこの場合、その学校全体で把握していただかんと、行動がどういう行動を取るか分からんときがあるので。

そういうことも含めて、やはり保護者がほんとに切実に、子どもの障がいなんてあんまり人前で言いたくないです。けどやはり、発達障害を抱える子どもを持った親としてみれば、やはり普通に育てていただきたい。普通の学級で、普通の中で生活していきたい。ただ、友達とか全校生徒が左を見てくださいうときに右見ようかもしれません、その子にしてみたら。なぜだいうたら、左よりも右に興味があったから右を見るという、そういうところが発達障害の子どもです。そういうところを含めたときに、やはり親としては、その行動とか何とかをすべての教員の方に知っていただき、できれば全教員に指導を仰ぎたいという形での個人情報の提供。それをすれば、モンスターというようなことを校長から言われたということがありますが。

町の教育委員会としては、そういう親御さんがおった場合は、率先してその学校内の教員の間では共有するように指導をされていく考えがあるかないかについて、お伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは森議員の3番目の質問、特別支援教育を必要とする児童生徒の個人情報の学校での取り扱いに関するご質問にお答えを致します。

他の市町村が、障がいがある児童生徒の個人情報や学校内でどのように取り扱いをしているのか承知をしておりませんが、当町におきましては、障がいの有無にかかわらず、その学校に入学した児童生徒の学校教育上必要な個人情報においては、校内のすべての教職員が共有することが原則となっております。

学習指導要領におきましても、個々の児童生徒の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を、組織的かつ計画的に行うとされておりまして、情報共有をすることは児童生徒の状況を把握し、適切な指導をする上で当然の責任であると認識しております。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

分かりました。その姿勢はありがたいと思います。

ここにまた一つ、また抜粋になりますけど。すいません、ちょっと読ませさせていただきます。

これ、本の方は2018年4月発行ですが、心の不安がわかる本の中の発達障害について岩波明さんという医学博士が書いてる中で、子ども時代を振り返ってみると、昔は落ち着きのない子、忘れ物が多い子も、普通に皆と一緒に授業を受けていたし、単に落ち着きのない子として認識されていたねと。海外だと、そうした子どもたちをしっかりとディテクト、発見、見つけするという方向になってきておりますと。

米国、アメリカなどでは、数十年前からすごくしっかりしたシステムが確立されていて、少なくとも小学校の段階で発達障害を疑われたら受診しないといけない。日本は強制力はないですと。アメリカでは、受診してADHDやASDと診断された場合も、学校で個別対応していくこともしっかりとやっておりますと。

ADHDのお子さんの中には、学習障害の中の字が読めない障害という方が多いそうです。で、読みの障害で読みが遅いですね、とこの方は表現しております。あるいは文章を読めないという、そういう子どもに対して、アメリカの学校では試験時間を何パーセントかそういう生徒には増やすとかいう対応策を小学時代からしていますと。日本はその点は決定的に遅れています。でも、流れとしてはやっぱりそっちの方向に進まない駄目でしょうね。

ひとクラスの生徒数が欧米よりも多いということが背景になるのではないのでしょうか。この方は日本の、ここの田舎と比べたらいけませんけど、まあ全国的に大きなマンモス校もありますので、そういう所では完全に生徒数の違いがあり過ぎるというように指摘しております。

そういうことで個別対応が難しいということですが、そこに予算を掛けることに対して、そういうことに予算を掛けられて、財務省は絶対、首を縦に振ってくれそうにないですと。そこにお金を掛けると、不登校も減るんです。発達障害のおさんは、やっぱり不登校やいじめの被害がものすごく多いのです。そこを個別対応できるようにすることで随分違ってきますと。

また、逆に今、発達障害だと分かることで、逆に周りや違う子みたいなレッテル張りをされてしまうんじゃないかというふうに思ってしまうんですが、これは日本の文化が変わらないといけないんだけど、発達障害と言われたことで人生が終わりみたいな感じになっちゃう人もいますので、そこは変わっていかなくちゃいけないでしょうけど。逆に言うと、今は早期の対応をしなかったことがより重大な欠陥を招いてしまいます。発達障害で、これ、あと読んでええかな。まあ、そういうことまでにしときましようか。いろんな、後々大人になってから取り返しのつかないことが起こってくるよ、ということを指摘されております。

やはり発達障害ということで、昔やったら自閉症という言葉で全部言っておりましたけど、今、いろんな名前が変わってきております。そういう中でやはり、費用を掛けてもやはり国の方にもっともっと潤沢な、そういう制度へのお金が出るようにすべきではないかというように、ここでもうたっております。今後ともそのこ

とを頭に入れての取り組みということは大事なことやないかと思いますが、そのへん、子どもを大事にしてくれると思います。

一番の問題は、それが分かったときに、その子どもさんが発達障害というレッテル張られて差別をされないように。その家族も、ものすごくあれだと思います。

それから、どこのあれでも少しそういう傾向のある方おいでだと思いますが、そういう対応について十分に配慮された教育現場であってほしいと思いますが。

恐らく教育長はそうしてくれると思いますが、その件をお伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

学校現場では、教員間、あるいは我々と教員との間でも、発達障害ということで特定の子のことを議論することはございません。特性を持つてるというふうに議論を致します。

それから、最近は大人の発達障害というのも非常にニュース等でも流れておりますけれども、やはり専門家に言わせると、できるだけ早い、小さい段階で発見をして、対応をする方が望ましいというふうに聞いております。

それはどういうことかというように自分なりに理解を致しますと、人間それぞれ脳、人それぞれ脳の発達がでこぼこしているそうです。得意な分野もあれば、不得意な分野もあると。それが社会と不適用を起こしたときに、世間から発達障害というように言われる。ということは、我々すべての人間が、その発達障害と表れないかもしれないけれども、それぞれの脳のでこぼこがあるということでありまして。早く発見をするということは、そのでこぼこに合った、その子の特性に合った教育なりを実施をする方が、その子の持っている本人の能力をより大きく伸ばすことができると。そういう意味だろうというふうに理解をしております。

従いまして、個々の対応というのは非常に大事ですが、それもやはり学校現場では限界がございますので。今、学校現場で特に授業中に工夫をしていただいているのは、ユニバーサルデザインの授業というのを工夫をしていただいております。つまり、読み書きが不得意な子も、そうでない子も、同じように授業を受けられるような環境をまずつくるということであります。

例えば、教室環境で言うと、子どもたちが見て先生が立っている側の黒板の左右に、いろんな張り物をしない。要は、集中力がそがれないようにするというようなことでありますとか、もしそういうものをどうしても見せなければならぬ場合は、カーテン等で仕切って見せないようにするとか。

それから、必ず学習の始まりには、今日はこういうことを学びますよという目当てを必ず文字にして見せて、今日のまとめはこういうことなんですよということを、また文字にして見せるというような工夫でありますとか。

それから、予定、明日のスケジュールはこうですよということを、言葉だけで言うのではなくてきちっと文字にする、あるいは絵にするということで子どもたちに伝えるとか。

そういう授業を通じて、そういうことが少し苦手な子どもたちも、日々違和感がなく授業が受けられる工夫も各学校でしていただいているところであります。

いずれにしても、先ほどの答弁にも申しましたように、一人一人の能力、個性は違うわけですから、その子ども一人一人の能力を見極めをして、その一人一人に合った授業なり教育を展開をしていくことが我々に今求められている教育の姿だと思いますので、これからも一層、現場の先生方とも話し合いながら、個々の子

どもたちに添った授業展開、学校教育を進めてまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

取り組みとしては、すごく素晴らしい取り組みをやっておるといように私も思います。

ただ、さっきの中で、ほんとは周りの大人がそういう子どもを差別的目で見ないということが大事なことだと思います。今、教育長が言われるように個性として一人一人おのずと違うものがあるということではいけばやけど。

一番、この受けるときの保護者の一番のあれは、障がいという言葉が付きますので、で、アスペルガー症候群って言うと意味が分からんけど、やはり親にしてみたら、えっと思うところがあります。

それから、そういう子どもさんたちは周りに溶け込めない、場が読めない、空気が読めないとかいう。そういうようにワンテンポずれて、他人さんとは違う行動を致します。まあ学校でもそういうことを、今言われたことでいくと学校では必ずしも、まずおるかどうかわかりませんが、おったとしても今の教育長の答弁でいくと、その子だけを浮かすということはないと思います。

で、一番の問題は、周りの大人がそういう子どもを白い目で見ない。白い目で見るということが表現が正しいかどうか分かりませんが特別な目で見ないということと、いろんな行動をされてても、ある程度寛容に受け入れることが必要じゃないかというように思います。

それで、4 番目の方に入ります。

これはあくまでも今回の事件があったことでのお伺いになります。で、あつてはならないことです。学校でこういうような事件が起こることは絶対望んでるわけではございませんが。

仮にこのような事件が起こった場合に、教育委員会として、学校の対応として警察にお願い。これ、言い換えれば介入というような言葉もなりますけど。をするような、教育委員会として学校を指導をされるかについて問います。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは森議員の 4 番目の質問、警察の介入に関するご質問にお答えを致します。

教育基本法第 4 条では、国、地方公共団体は、障がいのある子どもたちが十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないとされております。

従って、学校内で起きた生徒間、あるいは教師と生徒間等のトラブルにつきましては、教員はその子どもの特性や背景を見取った上で、どのようにすれば最も教育効果が高いか判断し、次の行動を取る必要があると思います。もしそういう判断が行われずに、一律的な被害届を出すなどの判断は、教育としての責任を放棄したのものにも等しくなるのではないかと考えます。

いずれにしても、実際に事件等が起きた場合、そのときの状況により判断が異なりますので、警察の介入を求めるかどうかの判断は教育上の目的に照らし合わせ、起きた事案の内容をもって判断することになります。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

できるだけそのようなことが起こらないような学校の指導を徹底していただきたいように、するようにお願いを致します。

5 問目の方に入ります。これは旧包括支援センターの跡地についてをお伺い致します。

町の保健福祉センター前、いわゆる前の駐車場ですけど、旧庁舎の沖側にある所でございますが。もともと、そのセンターの駐車場の東側にあった旧包括支援センターの跡地が、現在、駐車場として利用している人から言わせると、今後もこの駐車場を活用していこうというように思います。

今現在、皆さんが利用されております、これ職員じゃなくって、職員は何も言いませんけど。結局、福祉センターを、ほんとややこしいね。保健福祉センターが正式名やけど、つい、ごめんなさい。福祉センターというように名称と呼ばせてもらいますが。ここを利用しに来る住民の方々、いろんな、陶芸の方もおり、それからフォークダンスの方もおり、民謡の方もおり、それからいろんな会合にあこを使っております。その方々が、旧跡地がいまだに整地されたるか更地のままでございますので、ほいで、そこがいつごろちゃんと舗装された駐車場になるかというような声があります。

それと、駐車場から現在、下の東側の駐車場に向けて、誰がつけたか知りませんが仮の通路が、階段がついております。それについて住民の方からも、今後ともその階段がそのままにつけてもらえるのか、それともないのかなというようにありましたので。

要は、ちょっと難しいと思いますけど、前の国道の工事も関連しておることありますので答弁も難しいかと思いますが、住民の方々が希望されるのはきれいな、整地した駐車場を望んでおられますが、その見通し。いつごろになったら新たな、きれいな駐車場が完成するかということと。

今、歩道的なものが、下へ下りる仮設の通路があるけど、ああいうものができるのかの計画があるのかについてをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の一般質問の 5、旧包括支援センター跡地についてのご質問につきまして、通告書に基づきお答えします。

まず、保健福祉センター前の駐車場の補修についてお答えします。

駐車場の舗装等につきましては、議員がご質問されますとおり、旧包括支援センターの建物跡など、舗装がない部分や痛んでいる部分が顕著になっていることを確認しております。

この駐車場につきましては、今後とも保健福祉センターの利用者等が活用することになると考えられますので、利用者の利便性や安全性等を考慮しますと、このまま放置することはできず、再舗装などの補修を行う必要があるものと考えております。

しかしながら、大方バイパス工事が完了していないことから、現時点では具体的な計画等を有しておりません。

大方バイパス工事が完成してから、補修工事などの対応をしていく必要があると考えられますことから、これから協議などを行いながら、計画策定等を行っていきたいと考えております。

次に、旧庁舎の東側駐車場の歩道整備の計画についてお答えします。

ご質問の、職員駐車場であった旧庁舎の東側にある駐車場へのアクセスにつきましては、現在も仮設のスロープは設置されておりますが、駐車場への進入路としまして、大方バイパスの補償工事の中でコンクリート舗装による進入路が新たに整備をされております。

この進入路は、大方バイパス工事が完了しても、東側駐車場に残った土地を、引き続き社会福祉協議会やシルバー人材センター、保健福祉センターのご利用者が利用される駐車場への進入路として活用されることとなります。

また、現在も設置されております仮設スロープにつきましては、進入路ができるまでの工事期間中の東側駐車場へのアクセス用として仮設に設置したもので、コンクリート舗装による進入路が利用できるようになった今でも、工事業者のご配慮により残しているものと聞いております。

ご質問の旧庁舎東側駐車場への歩道の整備計画につきましては、工事前にも東側駐車場への専用の歩道もなく、また、新設の進入路は、元の状態に機能回復も図られているものと考えられますことから、歩道の新設についての計画はありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁で、内容はよく分かりました。

とにかく、国道が完了するのが来年の3月ですかね。それ以降になるかもしれませんが、早急に。

社会福祉センターが予算を持っておりませんので、町の方からの配慮がなければできないと思いますが。あのままでは段差があるとかいうこともありますので、そこは、国道完成後は早急に、けがをしないような駐車場にされるように期待をしております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで、森治史君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 16時 14分